

# 建設環境委員会

令和8年第1回定例会

## 庶務報告

### 1 議案関係

#### [都市整備部]

- (1) 令和7年度葛飾区一般会計補正予算(第5号)について(調整課長)
- (2) 柴又川甚まちなみ館及び葛飾区立柴又公園拡張部指定管理者の指定期間の変更について(公園課長)

### 2 一般

#### [環境部]

- (1) 地域間連携による森林整備事業について(環境課長)
- (2) 全国みどりと花のフェアかつしかについて  
(みどりと花のフェア担当課長)

#### [都市整備部]

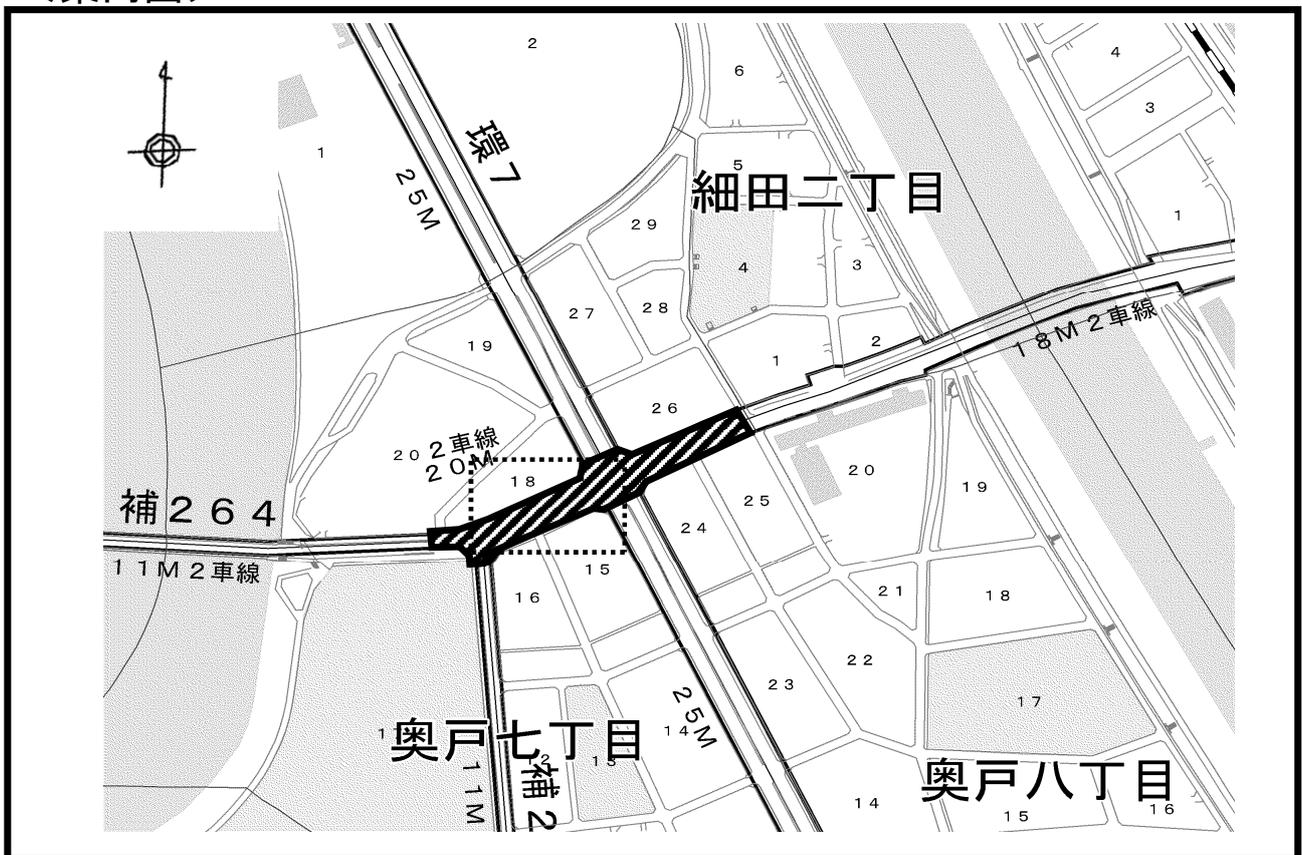
- (1) 葛飾区耐震改修促進計画及び葛飾区住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの更新(案)について(建築課長)
- (2) 木造住宅耐震助成について(建築課長)
- (3) 専決処分(契約変更)の報告について  
(道路建設課長・道路補修課長・公園課長)
- (4) 堀切菖蒲園の江戸ハナショウブのナショナルコレクション認定申請について(公園課長)

令和7年度 葛飾区一般会計補正予算(第5号)について

道路建設課

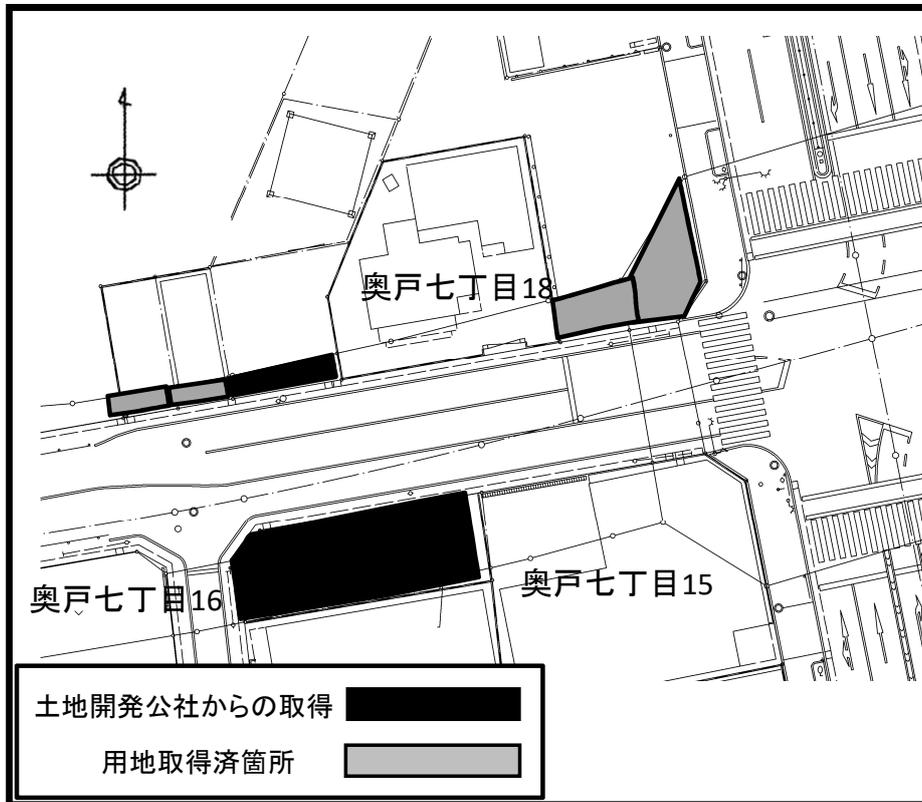
東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第264号線及び  
幹線街路補助線街路第281号線(環七)

<案内図>



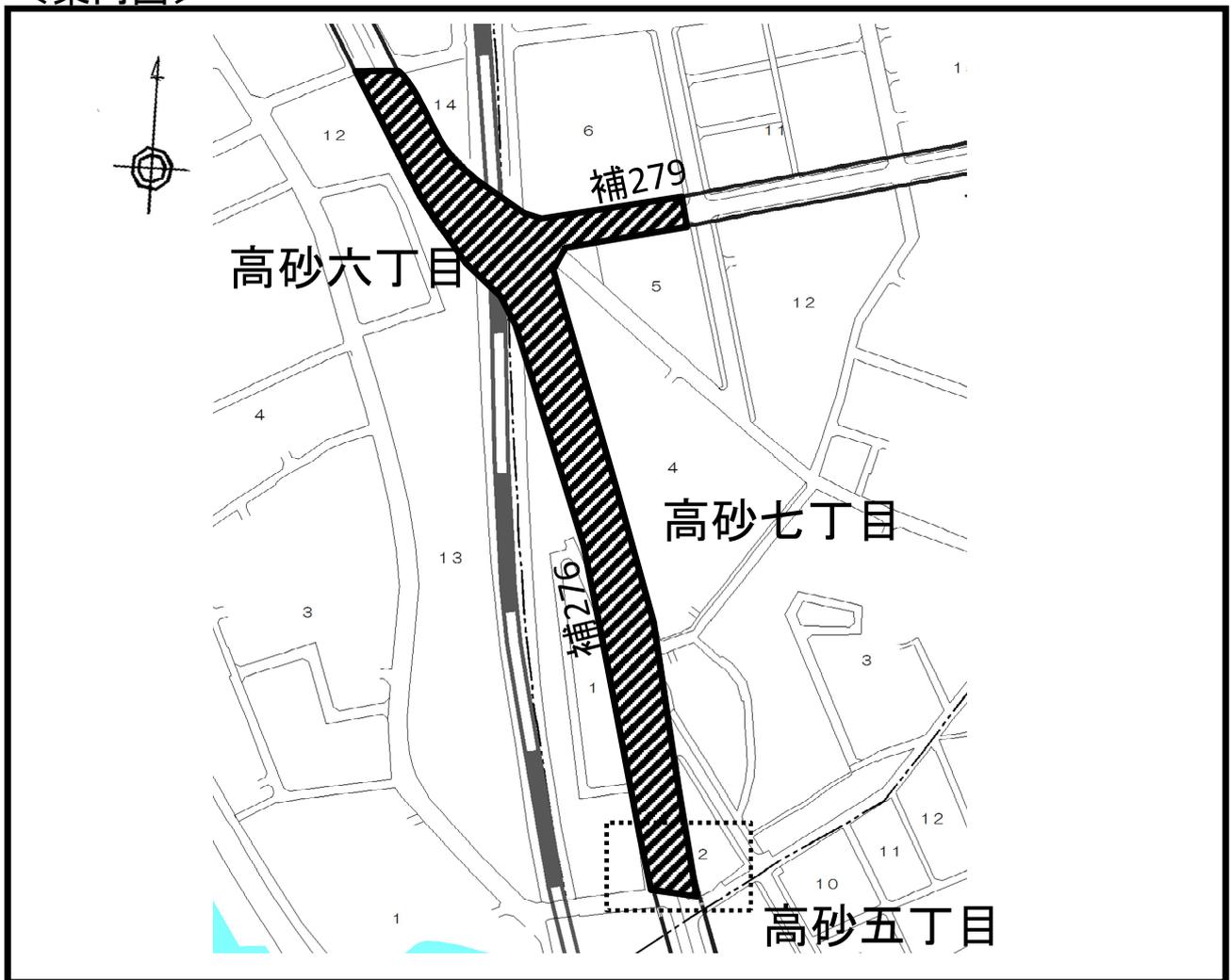
東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第264号線及び  
幹線街路補助線街路第281号線(環七)

平面図



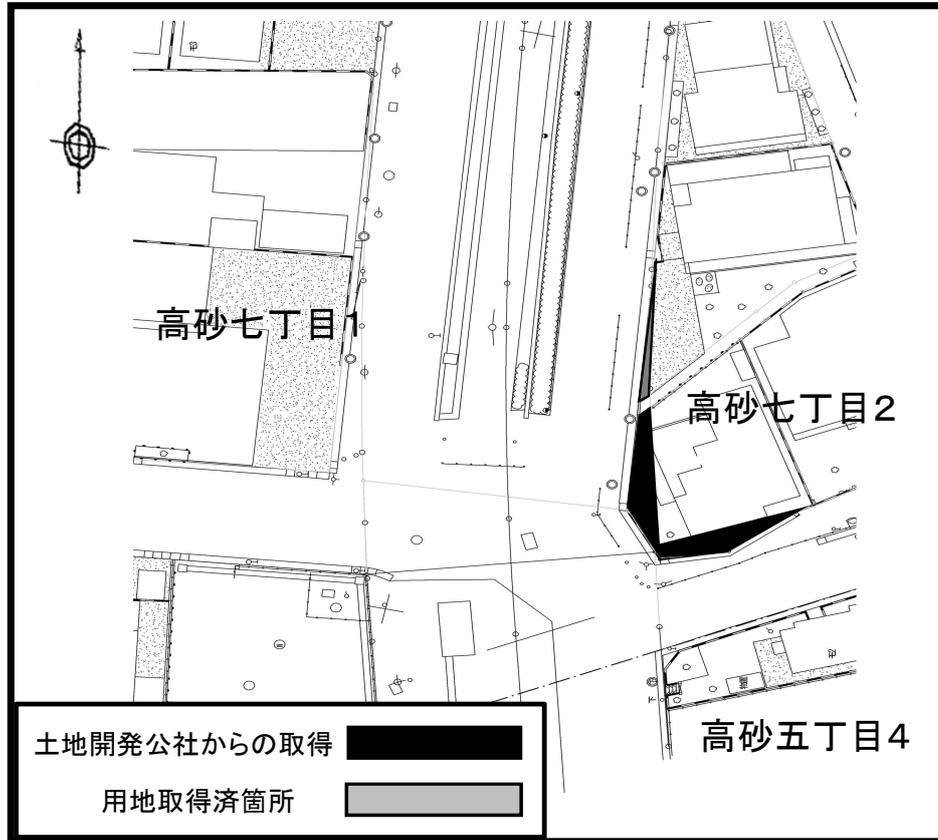
東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第276号線(隅田橋)及び  
幹線街路補助線街路第279号線(新金線)

<案内図>



東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第276号線(隅田橋)及び  
幹線街路補助線街路第279号線(新金線)

平面図



**柴又川甚まちなみ館及び葛飾区立柴又公園拡張部****指定管理者の指定期間の変更について**

公園課

柴又川甚まちなみ館及び葛飾区立柴又公園拡張部の指定管理者の指定については、令和7年第3回区議会定例会にて議案を提出し、議決されているところである。今般、柴又川甚まちなみ館の開館延期に伴い、指定管理者の指定期間を変更する。なお、指定管理者の公募における業務内容には変更が生じないことから指定期間のみを変更する。

**1 指定管理者**

柴又おもてなしパートナーズ

構成員 株式会社協栄（代表者）

株式会社ブランドゥ・ジャパン

ヤオキン商事株式会社

**2 指定管理者の指定期間及び変更理由**

変更前 令和8年3月1日から令和11年3月31日まで

変更後 令和8年7月1日から令和11年3月31日まで

理由 柴又川甚まちなみ館の改修工事完了による建物の引き渡しを受けた後、指定管理者としての開館に向けた準備、什器や厨房機器などの納品・設置、展示物の製作・設置に一定期間を要することから、柴又川甚まちなみ館の開館延期に伴い、指定管理者の指定期間を変更する。

### 3 柴又川甚まちなみ館の開館日（予定）

令和8年7月18日（土）

### 4 今後のスケジュール（予定）

令和8年2月 柴又川甚まちなみ館の改修工事完了による建物の引き渡し

3月 柴又川甚まちなみ館の什器等の買入れの納入期限の変更に関する議案付議

3月下旬 柴又公園拡張部（広場部分）の開園

（開園から指定期間開始までの間の公園管理については、別途委託にて行う）

6月

- ・指定管理者との基本協定の概要を所管委員会へ庶務報告
- ・柴又川甚まちなみ館への什器等の納品や展示物の製作及び設置など

7月 柴又川甚まちなみ館の開館

一般庶務報告No. 1
環 境 部
令和8年2月17日

## 地域間連携による森林整備事業等について

環境課

### 1 概要

経済・社会・環境の視点から、地域の特性に応じて、資源等を補完し支えあうことにより、地域の活力を最大限に発揮することを目指す地域循環共生圏の創出に向け、地域間連携を進め、森林整備等を実施している。

また、地域間交流による体験学習等も実施し、健全な森林育成や自然体験、CO<sub>2</sub>吸収等の環境学習についても学べる場としている。今般、令和7年度の実施状況について取りまとめたもの

### 2 連携事業

#### (1) 多摩の森

本区を含む都内7区、7市町村及び東京都が連携して多摩地域の森林整備を進めるため、「多摩の森」活性化プロジェクトを推進している。

##### ア 森林整備

測量：令和7年6月～令和7年10月

間伐：令和7年9月～令和8年1月

##### ◎所在地及び面積

測量：日の出町・青梅市・八王子市 約37.55ha（町・市有林）

間伐：日の出町 約20.85ha（町有林）

##### ◎CO<sub>2</sub>吸収量（見込み）

約89t-CO<sub>2</sub>／5年間（事業全体の吸収量：約625t-CO<sub>2</sub>／5年間）

※昨年度より整備面積が増加したことにより吸収量も増加した。

## イ 現場体験事業

地域循環共生圏の考え方を踏まえ、奥多摩町・檜原村・町田市の森林を活用した林業体験や自然観察などのツアーを企画し、次のとおり実施した。

都内7区から参加者を募り、本区からは182人の申込みがあり、57人の区民が参加した。

### 令和7年度多摩の森自然体験ツアーの実施内容

	内 容	実施日	葛飾区の割当て		
			対象	申込数	参加者
1	森林散策と間伐材の丸太切り体験 &数馬の湯入浴	令和7年 6月22日	親子10人	40人	10人
2	山のふるさと村で森林セラピーと 鹿角ストラップ作成&蕎麦打ち体 験	令和7年 7月5日	一般7人	48人	7人
3	東京の森で森林浴～草戸山ハイキ ング&焼き板クラフト	令和7年 10月11日	一般6人	2人	0人 ※2
4	秋の森散策と木工体験	令和7年 10月26日	親子10人	19人	12人 ※1
5	山道ハイキング&山仕事と木工体 験	令和7年 11月1日	親子10人	20人	12人 ※1
6	登計トレイルで森林セラピーとテ ラリウム体験	令和7年 11月22日	一般7人	40人	7人
7	竹林整備体験と竹灯籠づくり	令和7年 12月6日	一般6人	13人	9人 ※1
8	間伐体験、杉の葉のクリスマスリ ース作り	令和7年 12月14日	親子10人	0人	0人
		合計	66人	182人	57人

※1 他区割当てで定員割れが生じた際、応募者全体で再抽選しているため当初の対象数より参加者の方が多い場合がある。

※2 申込後にキャンセルがあったため参加者0人

## ウ 木材活用事業

令和7年度の間伐により搬出された間伐材の一部を活用し、協議会をPRするためのノベルティを製作した。

- ・シャーペン・ボールペンセット 250個
- ・メッセージボード 250個

※ノベルティは「環境・緑化フェアの2025」のスタンプラリー景品として配布した。

## エ 機運醸成事業

本協議会の認知度を高めるとともに、都民の森林環境税及び森林環境譲与税への理解度を深め、本プロジェクトへの参加の機運を醸成するため、森林の重要性や本プロジェクトに関する広告等を実施した。

### ① 機運醸成事業

本プロジェクト等に関するイベントや広告によるPRを実施した。

### ② 協議会Webサイト保守運営

令和5年度に作成した本協議会Webサイトの保守運営を行った。

《実際に木材を活用した屋外看板：新宿駅に2月下旬に掲出予定》



## (2) 新潟県五泉市

令和5年度に森林整備に関する協定締結を行い、森林整備を実施している。

### ア 森林整備

五泉市の森の整備及び保全に向けて、令和7年7月から12月にかけて作業道開設及び間伐を実施した。

◎所在地及び面積

五泉市丸田 1.24ha（市有林）

◎CO<sub>2</sub>吸収量（見込み）

年間 4.4t-CO<sub>2</sub>



イ 現場体験事業

地域間交流として、児童を対象とした環境学習を実施している。令和7年度は新規に森林整備に関するツアーを実施した。

①かつしかっ子探検隊

令和7年8月7日（木）～8日（金）

参加者：25名（小・中学生20名、大人5名）

ニット小物作り体験、自然観察会（昆虫採集・水質調査）

②自然体験ツアー（新規）

令和7年9月13日（土）～15日（月）

参加者：34名（小学生20名、保護者14名）

森林散策、伐採の見学、木工教室等

③児童交流事業

令和8年2月1日（日）～2日（月）

参加者：9名（小学生6名、学校長3名）

サケの稚魚放流体験、五泉市内小学生との児童交流

(3) 秋田県鹿角市

ア 森林整備

鹿角市の森の整備及び保全に向けて、令和7年4月から11月にかけて間伐を実施した。

◎所在地及び面積

鹿角市十和田大湯 13.00ha（市有林）

◎CO<sub>2</sub>吸収量（見込み）

年間 14.93t-CO<sub>2</sub>（事業全体の吸収量：約41.6t-CO<sub>2</sub> ※）

※本吸収量は、事業全体の吸収量を葛飾区の負担金額に応じて按分した量

### 3 今後の予定

令和8年度も森林整備を継続し、地域間交流を通じて体験事業の実施、多摩産材のノベルティを配布する等、啓発活動を通して環境保全の機運醸成を図っていく。

一般庶務報告No. 2
環 境 部
令和8年2月17日

## 全国みどりと花のフェアかつしかについて

みどりと花のフェア担当課

### 1 概要

「全国みどりと花のフェアかつしか」（以下「本フェア」という。）については、令和7年7月に実施計画を策定し、準備を進めているところである。

この度、令和8年1月26日に開催した実行委員会総会にて本フェアの事業計画を取りまとめた。

### 2 フェア事業計画

資料1のとおり

なお、区民の環境保全や地球温暖化防止に関する意識の高揚を図り、一人ひとりが環境に配慮した行動を実践する契機とするために開催している「かつしか環境・緑化フェア」については、環境部全体として取り組んでいることから、令和8年度は、本フェアと一体となって開催する。

### 3 実行委員会契約内容（概要）

資料2のとおり

### 4 実行委員会第4回総会での主なご意見

資料3のとおり

### 5 今後のスケジュール（予定）

令和8年4月15日 本フェア実行委員会第5回総会開催

令和8年4月下旬 第37回全国「みどりの愛護」のつどい第3回実行委員会  
開催

# 全国みどりと花のフェアかつしか 事業計画

## 1. イベント概要

### (1) 開催概要

期 間：令和8（2026）年5月16日（土）～6月14日（日）

会 場：メイン会場：葛飾にいじゅくみらい公園（5月16日～6月14日）

サテライト会場：新小岩駅周辺（5月16日～5月31日）

曳舟川親水公園広場ゾーン（5月30日～6月14日）

連携会場：都立水元公園、堀切菖蒲園

フラワースポット：キャラクター銅像や駅周辺における花装飾等を行う場所

### 【会場の方針】

メイン会場では、様々な花装飾を実施し、全国から来場される方々をお迎えいたします。また、メイン会場以外に、区の特徴を生かしたサテライト会場及びフェア連携会場を設け、区内を広く活用して開催します。そして、各会場間や区内の既存のイベントとも連携を図り、葛飾区全体の一体感を生み出します。

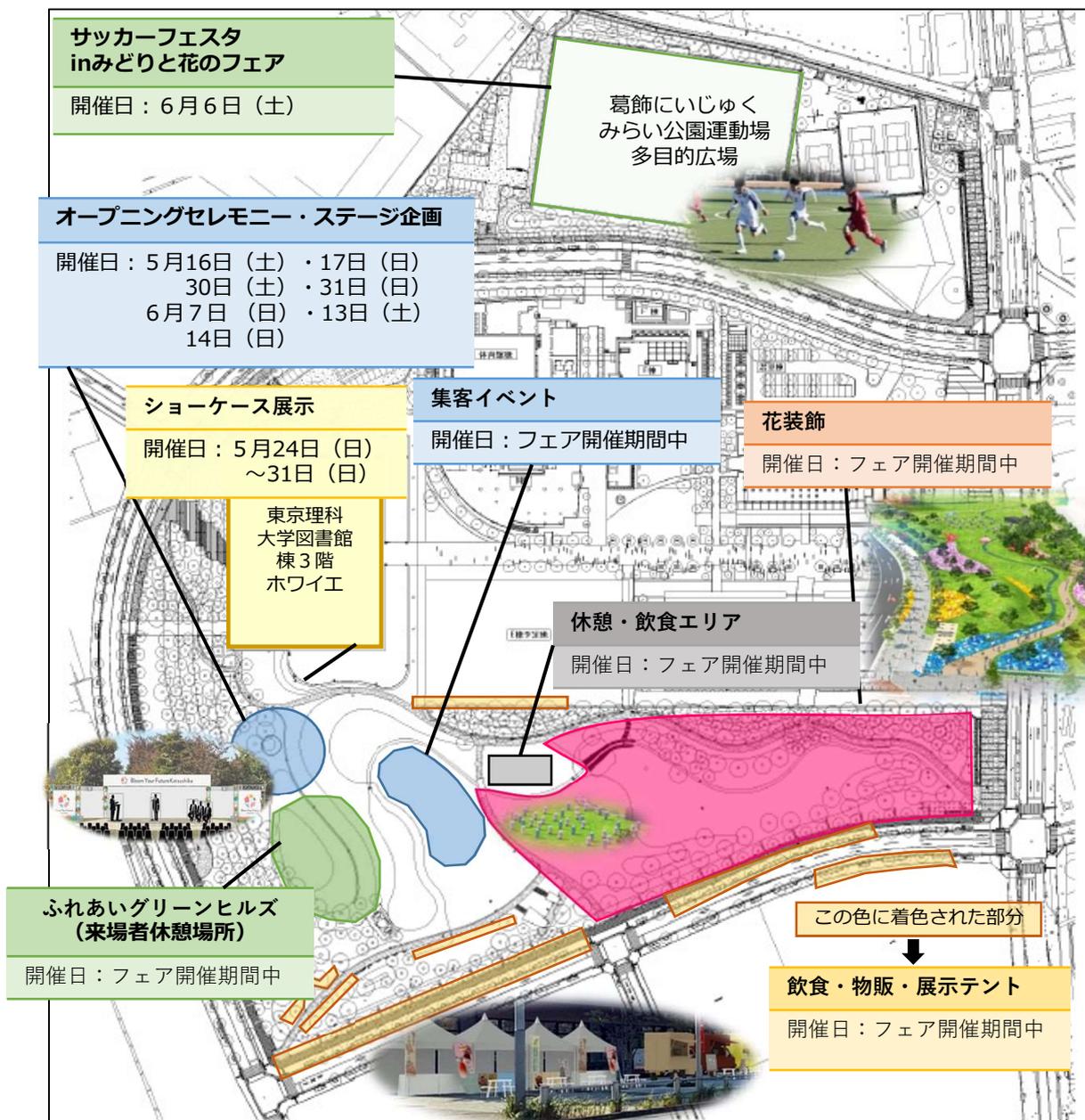


## (2) 会期中スケジュール

主な実施場所	実施コンテンツ	5月									6月				
		16	17	18 - 22	23	24	25 - 29	30	31	1 - 5	6	7	8 - 12	13	14
		土	日		土	日		土	日		土	日		土	日
葛飾にいじゅくみらい公園 (メイン会場)	ステージイベント														
	出店	[Red bar]													
新小岩駅周辺 (サテライト会場)	ステージイベント														
	出店	[Cyan bar]													
曳舟川親水公園広場ゾーン (お花茶屋駅前) (サテライト会場)	ステージイベント														
	出店														
全エリア	花装飾	[Yellow bar]													

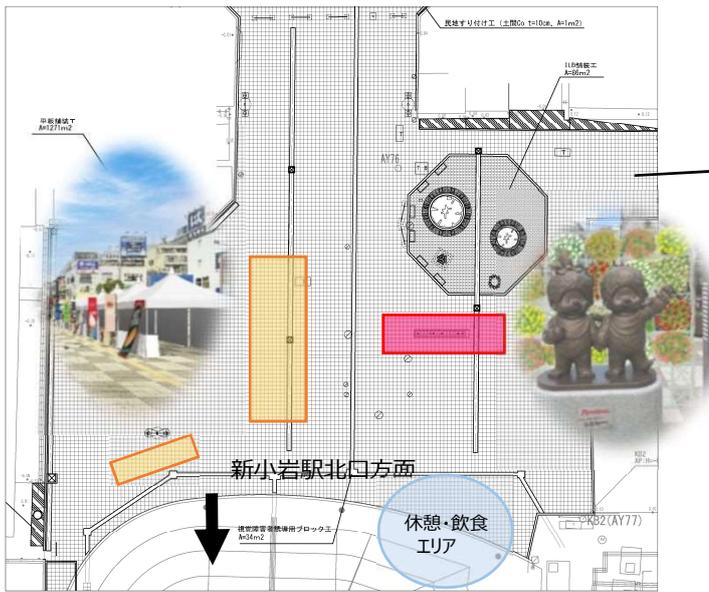
## (3) 各会場事業概要

### ア. 葛飾にいじゅくみらい公園周辺



## イ. 新小岩駅北口駅前広場

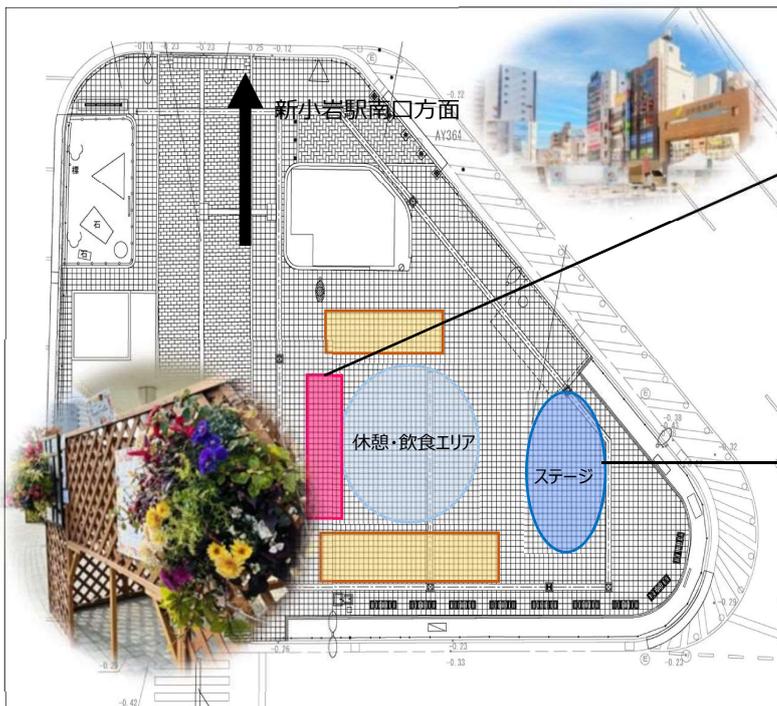
花装飾 出店エリア



### 新小岩駅北口駅前広場

実施コンテンツ	開催日	概要
銅像花装飾	フェア開催期間中	モンチッチの銅像を花で装飾。銅像前で着ぐるみとのフォトセッションも実施予定
新小岩子どもフェスタの連携開催	※以下期間の土日のみ (5/16~31)	新小岩北地域まちづくり協議会主催の「新小岩子どもフェスタ」を連携開催する。
公募出展	※以下期間の土日のみ (5/16~31)	公募による出展（飲食・物販等）

## ウ. 新小岩駅南口駅前広場



### 新小岩駅南口駅前広場

実施コンテンツ	開催日	概要
ハンギングバスケットワークショップ	5月16日（土） 5月23日（土） 5月30日（土）	新小岩駅前アーケード会主催のハンギングバスケットを作成するワークショップを連携開催する。作成されたハンギングバスケットは、南口駅前広場に設置されたトラスに装飾する。
公募出展	※以下期間の土日のみ (5/16~31)	公募による出展（飲食・物販等）

### ステージ企画

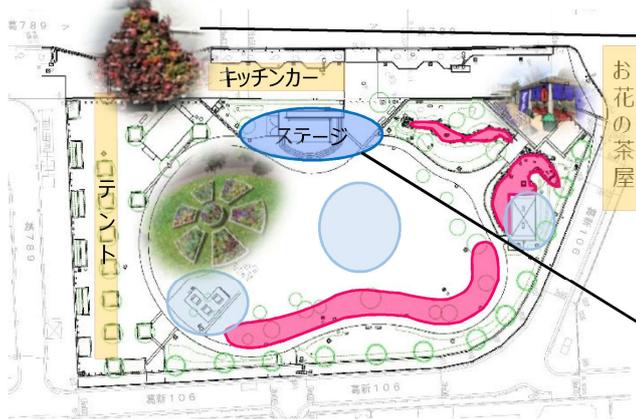
開催日：5月16日（土）・17日（日）  
23日（土）・24日（日）

### えきにこわ

実施コンテンツ	開催日	概要
地球環境情報展	5/20~23	地球環境情報フォーラムの協賛のもと実施期間中にサイエンスショー実施予定

## 工. 曳舟川親水公園広場ゾーン

■ 花装飾 ■ 出店 ■ 休憩・飲食



## 曳舟川親水公園広場ゾーン

実施コンテンツ	開催日	概要
花装飾	フェア期間中	曳舟川親水公園広場ゾーン内を花装飾する。
フラワードレス	フェア期間中	フラワードレスを設置し、記念写真を撮れる。
公募出展	5/30.31 6/6.7.13.14	公募による出展（飲食・物販等）
お花の茶屋	5/30.31 6/6.7.13.14	江戸時代に「お花」さんが営んでいた茶屋をイメージし、和菓子を提供する。
かつしかシティロゲイニング	5/30	葛飾区生涯スポーツ課が例年開催する「かつしかシティロゲイニング」のスタート・ゴール会場としてステージを使用する。フェアコラボマップを使いながら区内の各所を巡る新感覚のスポーツイベントを開催する。

## ステージ企画

開催日：5月30日（土）  
6月 6日（土）・7日（日）

## オ. 郷土と天文の博物館



## 郷土と天文の博物館

実施コンテンツ	開催日	概要
お花のcafe	5/30.31 6/6.7.13.14	和菓子を提供する「お花の茶屋」との対比で洋菓子を提供する。
博物館内での特別展	調整中	花菖蒲に関する展示（予定）

## カ. 曳舟川親水公園遊歩道及び亀有駅周辺



## 花装飾

実施コンテンツ	開催日	概要
曳舟川親水公園遊歩道、両さん銅像	フェア期間中	花装飾



▲十三橋交差点

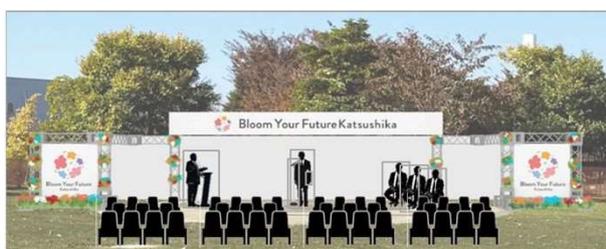


▲曳舟川親水公園遊歩道

## 2. 行催事

### ■オープニングイベント

- ・会 場：メイン会場（葛飾にいじゅくみらい公園）
- ・実施日：令和8年5月16日（土）
- ・参加者：招待者、一般来場者
- ・登壇者：葛飾区長、葛飾区議会議長、実行委員会委員長、公式アンバサダー



## 3. ブース出店

### ■公募以外の出店

	区分	会場	内容
1	葛飾区緑化推進協力員会	各会場	各ブロックごとの特色に沿ったブース出店を各会場で実施する。
2	かつしか花いっぱい まちづくり推進協議会	メイン	花いっぱいのまちづくり活動に関するブースを出店する。
3	金町みらい協議会	メイン	金町みらい協議会が例年開催する「花・楽・Cafe」をメイン会場にて開催する。
4	・新小岩北地域 まちづくり協議会 ・新小岩駅前 アーケード会	新小岩駅周辺	・新小岩駅北地域まちづくり協議会が「こどもフェスタ」を開催する。 ・新小岩駅前アーケード会が主催イベントを開催する。
5	協賛企業による出店	各会場	本フェアへの協賛特典として、自社のPRブースを出店する。
6	・葛飾区和菓子組合 （お花の茶屋） ・葛飾区洋菓子組合 （お花のCafe）	・曳舟川親水公園 広場ゾーン ・郷土と天文の 博物館	・葛飾区和菓子組合が江戸時代に「お花」さんが営んでいた茶屋をイメージし、和菓子やお茶を提供する。 ・葛飾区洋菓子組合が、和菓子との対比で洋菓子やコーヒーを提供する。
7	各自治体	メイン	葛飾区環境課と関連の深い自治体（新潟県五泉市、京都府亀岡市など）が自治体ごとのPR出店を行う。
8	葛飾区環境部	メイン	葛飾区環境部が例年開催する「環境緑化フェア」の出店者がフェアの会場内でブースを出店する。
9	その他	各会場	葛飾元気野菜、多肉植物、種苗等の関係団体が販売・PR出店する（調整中）

## 4. ショーケース展示

### (1) 目的

「みどりと花のミライまちづくり」を含む自治体や企業の最新の取組を紹介するショーケースを実施し、ショーケースで得た知識を来場者が持ち帰り、自治体や地域の課題解決につなげることを目的とする。

### (2) 会場

東京理科大学葛飾キャンパス図書館棟3階ホワイエ

### (3) 日時

[令和8年5月24日\(日\)～5月31日\(日\)](#)

※全国「みどりの愛護」のつどい開催日(5月24日)を含む8日間

### (4) テーマ

テーマ	内容	対象
ミライまちづくり	地域の未来を描くための新しいまちづくりの取組を紹介	民間事業者、国、都等の取組
「みどりと花」やそれを支える環境の取組	自然環境や生態系を守りながら、美しいみどりや花に囲まれた暮らしを未来につなげるための取組を紹介	民間事業者、環境団体等の取組
葛飾区の未来に向けた取組	葛飾区が進めるミライまちづくりの施策や事業を紹介	区取組

### (5) 出展イメージ



▲開催イメージ図

### (6) 出展者(調整中)

東京ガス株式会社東京東支店、東京理科大学など

## 5. スタンプラリー

### (1) 目的

葛飾区内全域を使って開催するフェアに来場していただき、各会場への周遊を促すとともに、葛飾区の魅力を改めて知ってもらうために実施するもの

### (2) デジタルスタンプ設置場所

- ・にいじゅくみらい公園（メイン会場）
- ・新小岩駅周辺・曳舟川親水公園広場ゾーン（サテライト会場）
- ・都立水元公園・堀切菖蒲園（連携会場）
- ・奥戸ローズガーデンや小菅西公園、地域活動団体が手入れしている花壇などの「まちなか花いっぱいプレイス」
- ・キャラクターの銅像や柴又帝釈天などの「フラワースポット」ほか

周遊性を高め、景品の応募に異なる難易度を設定するためスタンプをAとBに分ける。

### (3) 参加方法

アプリまたはweb版でデジタルスタンプを獲得する。GPSまたは二次元コードを読み取ることでスタンプを獲得できる。

### (4) 景品

参加者が獲得したスタンプの種類・数に応じて抽選及び先着で景品を贈呈する。

## 6. フォトコンテスト

### (1) 概要

フェアに関する写真や葛飾区のみどりや花の写真をInstagram（インスタグラム）に投稿してもらい、部門ごとに入賞者を選定する。

### (2) 募集期間

令和8年4月1日（水）～6月14日（日）

### (3) 賞及び景品

賞	受賞人数	景品
最優秀賞	1人	旅行券や商品券
優秀賞	2人	
奨励賞	3人	フェア協賛による企業の商品、 一般販売商品
葛飾菖蒲まつり特別賞	2人	

## 7. 会場整備

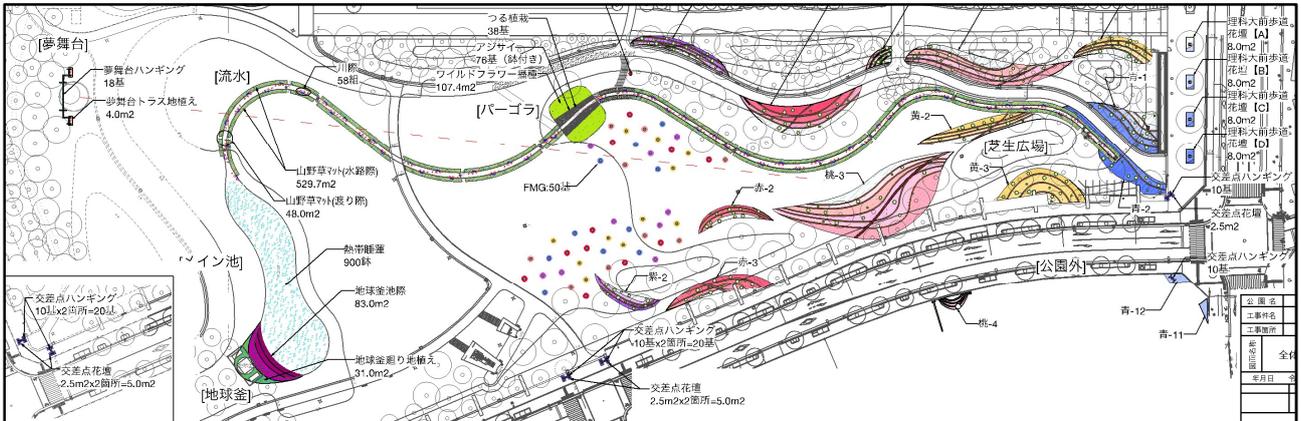
### (1) 花装飾コンセプト

会場	花装飾名他	コンセプト
メイン会場 (葛飾にい じゅくみら い公園)	フラワーメリー ゴーランドの森	フラワーメリーゴーランドを50基設置し、花いっぱいのかつ しかならではの花の森を表現する。
	花の川	区内5本の一級河川をモチーフとし、フラワーメリーゴーラ ンドの森を源流に花の川が生まれ、区内全域へ広がる「ミラ イ」を表現する。
	地球釜まわり・ 水路	ハナショウブ等で区の古くからの水辺風景を表現する。
	サカセみらいト ンネル	区内小中学生が未来へのメッセージを記入した風鈴で天井を 彩る。トンネル両脇は区内小中学生が作成植付したたねダン ゴ®で来場者をもてなす。
JR金町駅～ メイン会場	商店街プラン ター・フラワー キャンパス	メイン会場から区内に派生した花の川を演出するとともにメ イン会場への来場者の誘導を図る。
	駅前ロータリー	地域の方々による活動花壇をボリュームアップして彩る。
サテライト 会場（新小 岩駅周辺）	モンチッチ銅像	銅像まわりをハンギングバスケットで彩ったフォトスポット
	プランター	区内に派生した花の川を演出する。
	ハンギングバス ケット	来場者が会場で作成したハンギングバスケットで彩る。
サテライト 会場（曳舟 川親水公園 広場ゾー ン）	スカイツリー花 壇	東京スカイツリーを背景に足元の花とともに写真撮影できる 花壇
	パステル花壇	「お花茶屋」の地名の由来になった「お花さん」をイメージ して、パステルカラーの花とハーブ等で表現する。
	ふれあい花壇	本フェアのレガシーとして設けられ、地域の方々に彩られて いる花壇
	フラワードレス	「フラワーメリーゴーランド協議会」が考案したフラワード レスを使ったフォトスポット

会場	花装飾名他	コンセプト
曳舟川親水公園	水路沿い	ハナショウブ等で区の古くからの水辺風景を表現する。
亀有公園、 亀有駅北口・南口、 亀有リリオパーク	こち亀銅像周辺	フラワーキャンバスで銅像まわりを彩ったフォトスポット 地域の方々と植付けし来場者をもてなす。
渋谷公園	キャプテン翼銅像	銅像足元を背丈が高い花で彩ったフォトスポット
	花壇造成講座花壇	講座参加者が講習を受講しながら花壇づくり・維持管理を行う。
四つ木つばさ公園	キャプテン翼銅像	「フラワーメリーゴーランド協議会」が考案したフラワードームを応用し、銅像足元にお花でサッカーボールを演出したフォトスポット
都立南葛飾高校正門前	キャプテン翼銅像	「フラワーメリーゴーランド協議会」が考案したフラワーキャンバスを応用し、銅像まわりを花で彩ったフォトスポット
柴又帝釈天境内・参道店舗	プランター	アジサイでメイン会場から区内に派生した花の川を演出する。

## (2) 花装飾イメージ

### ア. メイン会場（葛飾にいじゅくみらい公園）



▲葛飾にいじゅくみらい公園花装飾実施設計図面（案）



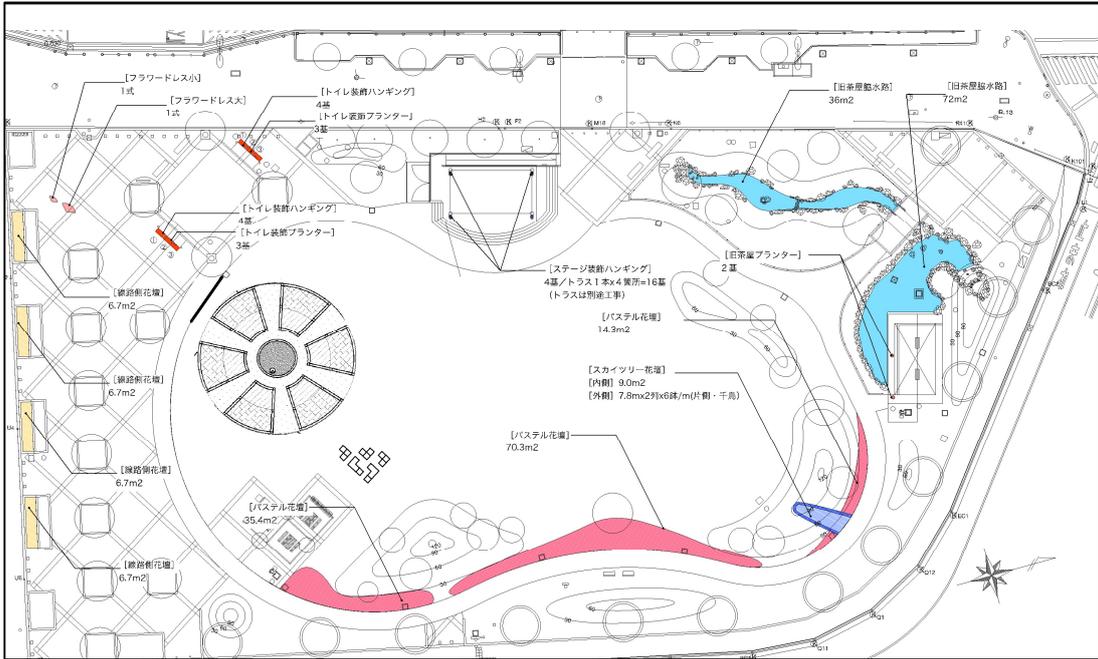
◀葛飾にいじゅくみらい公園  
全体イメージ図



◀葛飾にいじゅくみらい公園  
ブース出展イメージ図

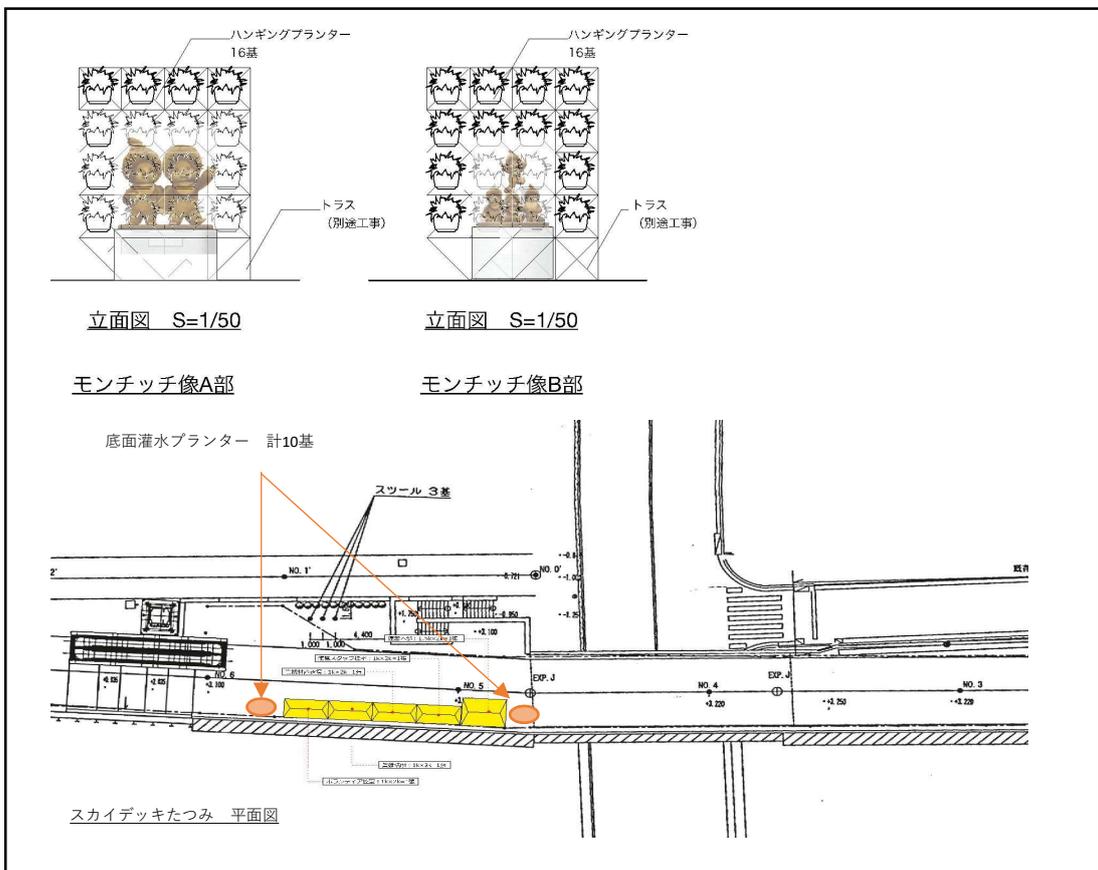
イ. サテライト会場

(ア) 曳舟川親水公園広場ゾーン



▲曳舟川親水公園広場ゾーン花装飾実施設計図面 (案)

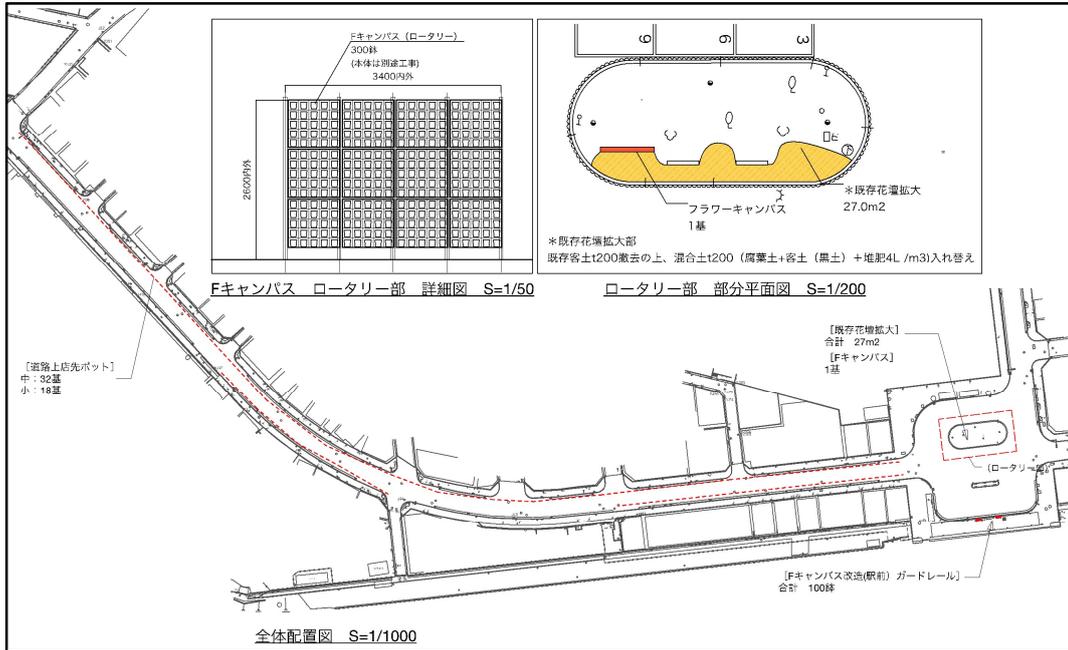
(イ) 新小岩駅周辺



▲新小岩駅周辺花装飾実施設計図面 (案)

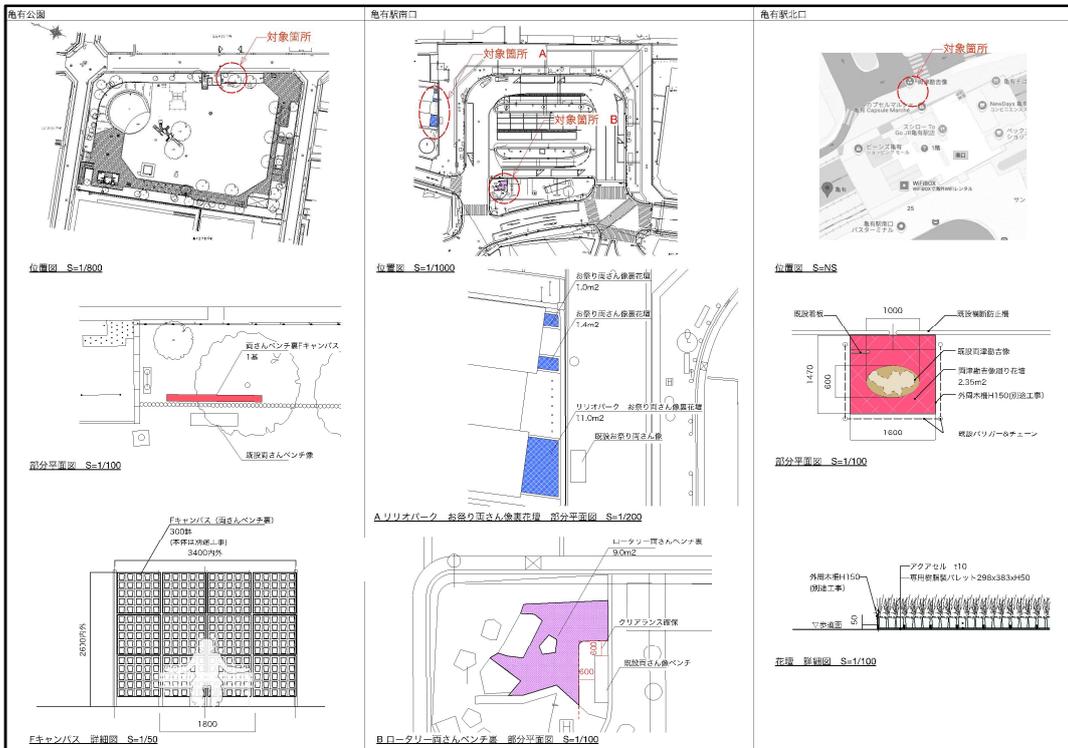
ウ. フラワースポット

(ア) 金町駅周辺



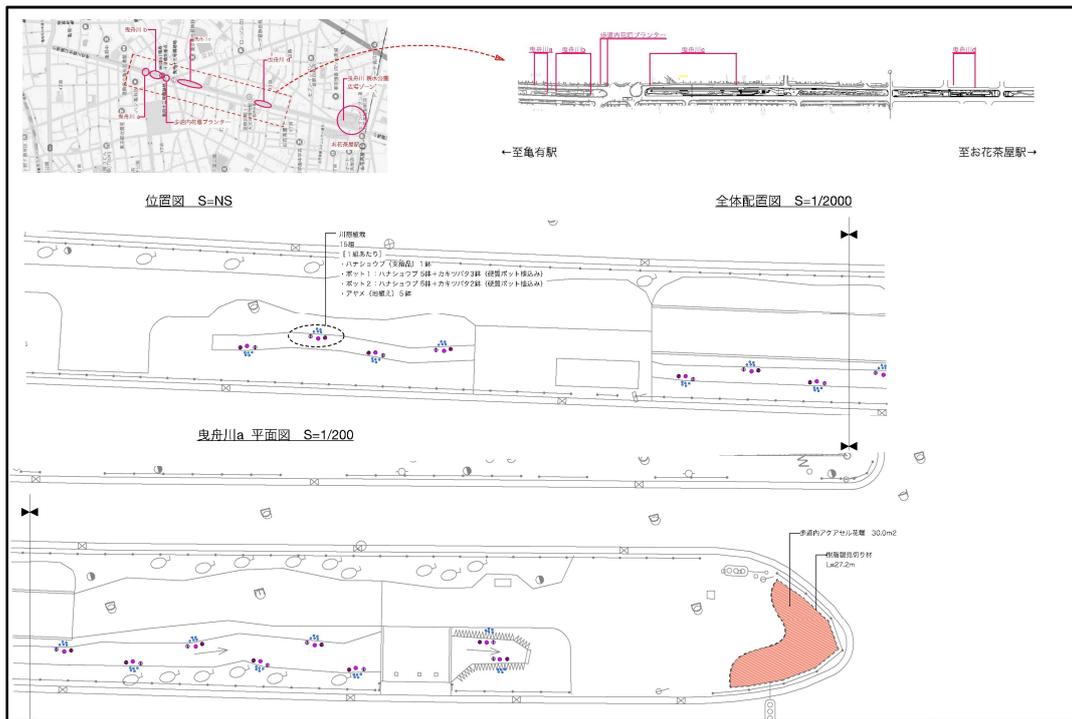
▲金町駅周辺花装飾実施設計図面 (案)

(イ) 亀有駅周辺

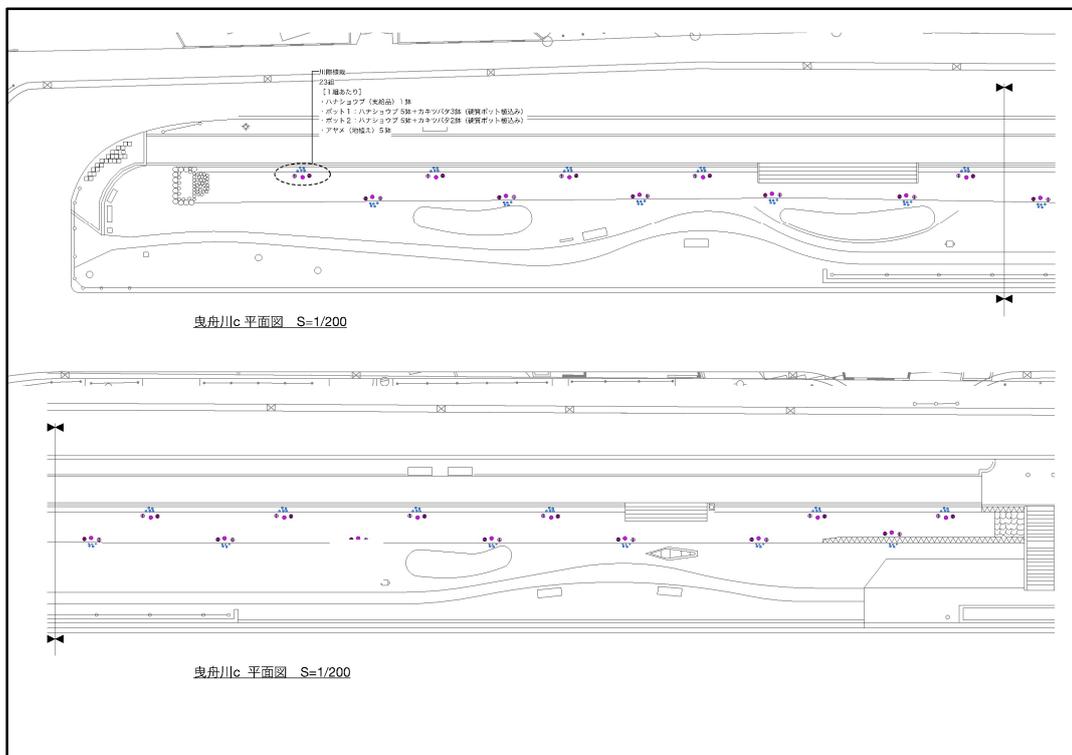


▲亀有駅周辺花装飾実施設計図面 (案)

(ウ) 曳舟川親水公園遊歩道



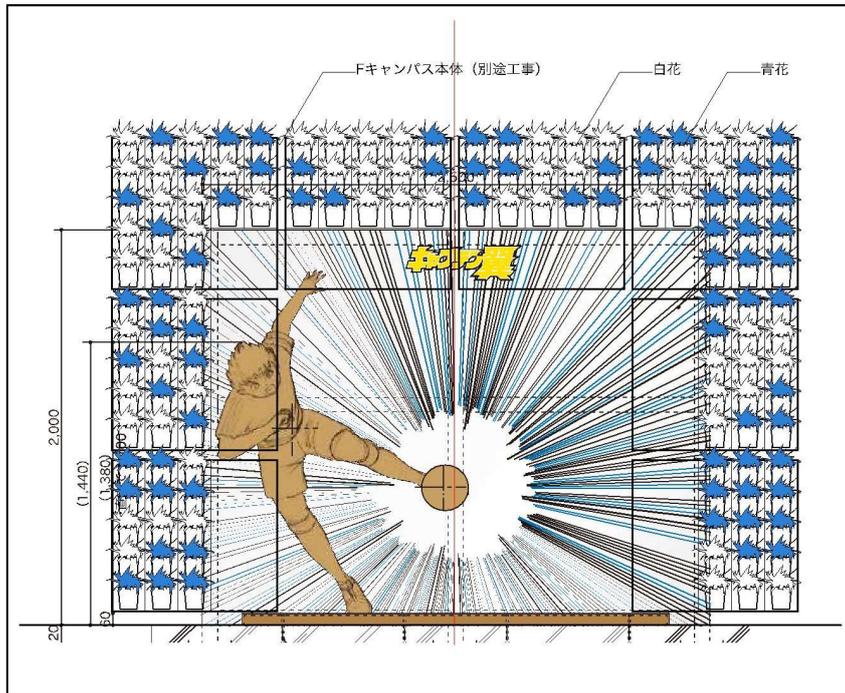
▲曳舟川親水公園遊歩道① 花装飾実施設計図面 (案)



▲曳舟川親水公園遊歩道② 花装飾実施設計図面 (案)

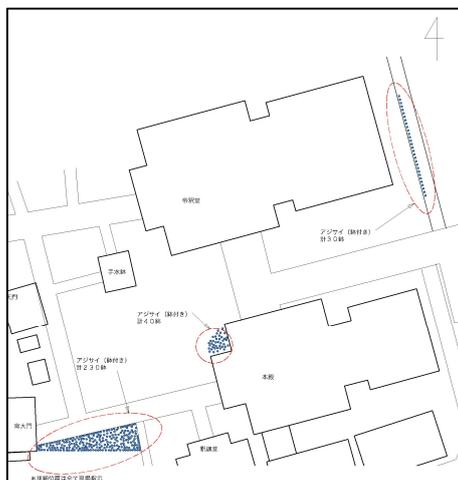
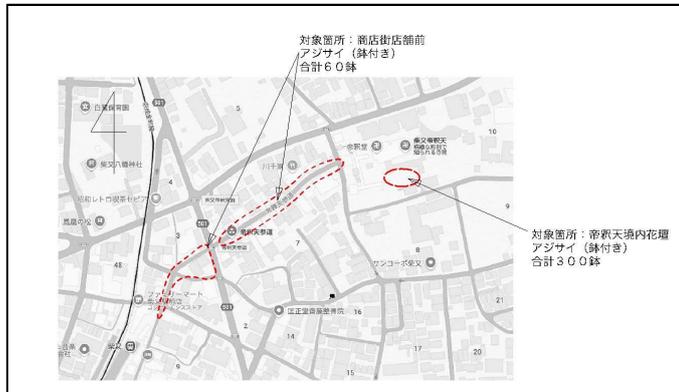


(カ) 南葛飾高校前ツインシュート像



▲南葛飾高校前花装飾実施設計図面 (案)

(キ) 柴又帝釈天参道・境内



▲柴又帝釈天参道・境内花装飾実施設計図面 (案)

## 8. ノベルティ・公式グッズ

### (1) ノベルティ

- 本フェアの開催を記念して公式ロゴマークがデザインされたノベルティを製作し、配布を予定している。できる限り環境に配慮し、来場者に喜ばれる実用的な商品を検討する。
- フェア来場者及び催事（スタンプラリー等）参加者への配布・贈呈を予定。

#### ■ノベルティ案

##### ECOポット



金額：500円程度/個

➡ 軒先園芸コンクール参加者に配布

##### ステッカー



金額：400円程度/種

➡ スタンプラリー参加者に配布

##### クリアファイル



金額：200円程度/枚

➡ アンケート参加者に配布

##### エコバッグ



金額：500円程度/個

➡ スタンプラリー参加者に配布

##### 付箋



金額：250円程度/個

➡ アンケート参加者に配布

##### アップサイクルコースター



金額：300円程度/個

➡ スタンプラリー参加者に配布

※現時点での案であり、種類、デザイン、配布方法等は今後変更となる可能性がある。

## (2) 公式グッズ

- 本フェアの開催を記念して公式ロゴマークや葛飾区にゆかりのあるキャラクターがデザインされた公式グッズを製作し、販売を予定している。できる限り環境に配慮し、来場者に喜ばれる実用的な商品を検討する。
- メイン会場・サテライト会場の公式ショップで販売する。
- 販売価格・製作数量については委託業者と契約後に決定する。

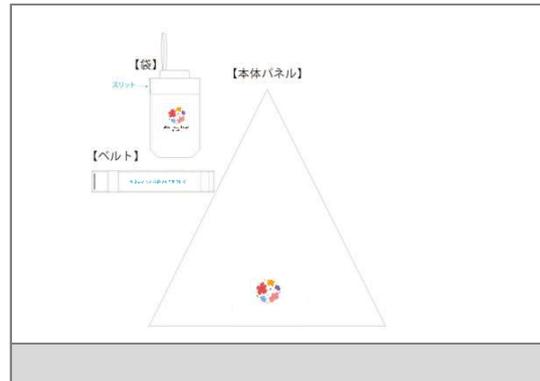
### ■公式グッズ案

#### レジャーシート



➡ 公式ショップでの販売

#### 晴雨兼用折り畳み傘



➡ 公式ショップでの販売

#### クリアボトル



➡ 公式ショップでの販売

#### コットントートバッグ



➡ 公式ショップでの販売

#### クッキー



➡ 公式ショップでの販売

#### アクリルキーホルダー

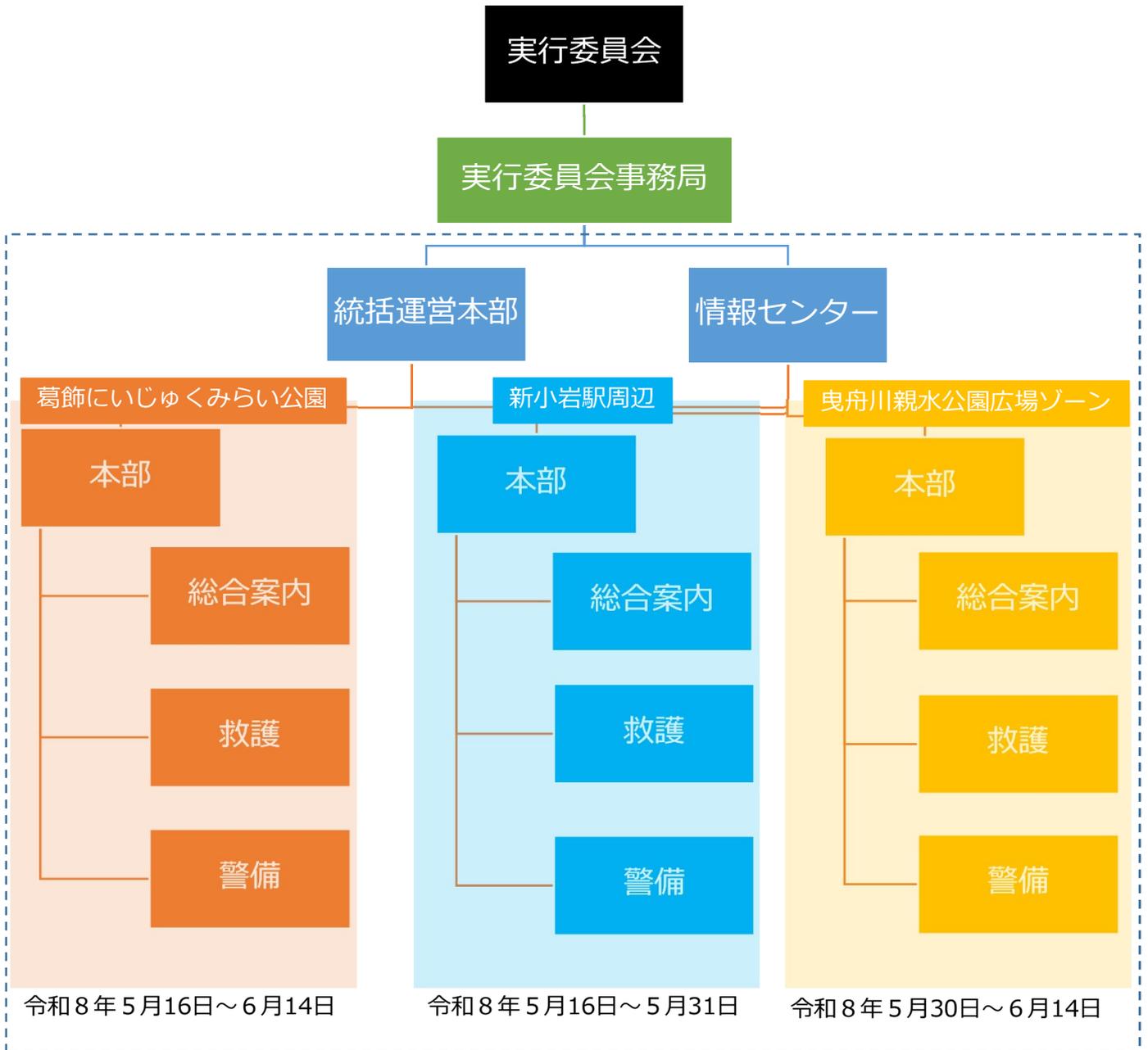


➡ 公式ショップでの販売

※その他の葛飾区にゆかりのあるキャラクターを活用したデザインも製作予定  
※現時点での案であり、種類、デザイン、販売方法等は今後変更となる可能性がある。

## 9. 会場運営

### (1) 運営体制



## (2) 運営体制上の各機能

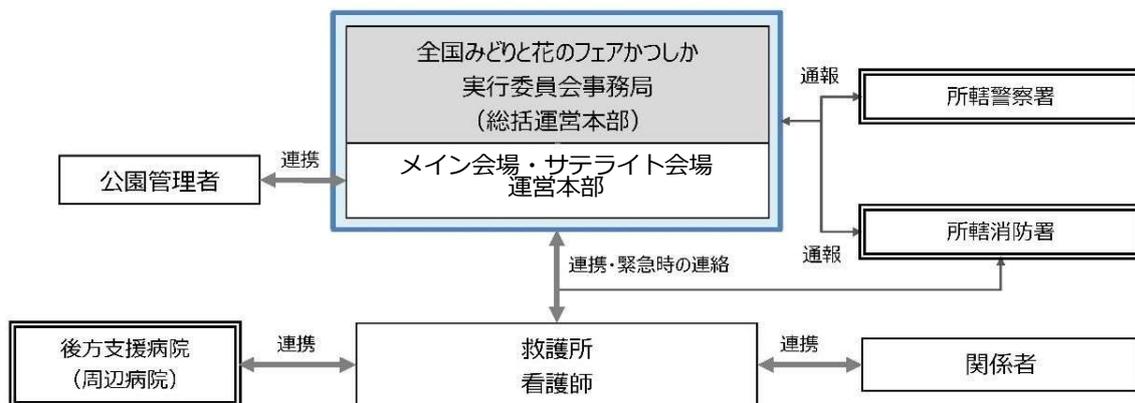
機能	設置場所	内容
統括運営本部	東京理科大学葛飾キャンパス内	フェア全体、そして各会場間の管理・判断・連絡を行う。
運営本部	メイン会場及びサテライト会場	各会場における管理・判断・連絡を行う。
コールセンター	メイン会場	一般来場者からのフェアに関する電話での問い合わせに対応する。
情報センター	東京理科大学葛飾キャンパス内	フェア期間中の各種情報を収集し、関係スタッフ、関係会場へ適宜共有する。
総合案内	メイン会場及びサテライト会場	来場者の窓口として、全体的な情報提供や案内を行う。
救護	メイン会場及びサテライト会場	来場者やスタッフ等の体調不良やケガに対し応急的な対応を行う。
授乳室	メイン会場及びサテライト会場	乳幼児に授乳やおむつ替えを行うための保護者向けのスペース
給水所	メイン会場及びサテライト会場	来場者が持参した水筒に飲料水を補充できるスペース
仮設トイレ	葛飾にいじゅくみらい公園	公園内の常設トイレとは別に一時的に設置、洋式10台程度
ごみステーション	メイン会場及びサテライト会場	来場者が出したごみを種類ごとに分別・回収するための来場者用の案内拠点
ごみ集積所	メイン会場及びサテライト会場	ごみステーションに集まったごみを一時的にまとめておく場所
ゲスト控室	メイン会場及びサテライト会場	ステージに出演するゲスト、公募出演者用の待機・準備スペース
休憩所	メイン会場及びサテライト会場 テント形式やパラソル形式などの違いあり	来場者が飲食・休憩を行うスペース
公式グッズ販売	メイン会場及びサテライト会場	フェア公式グッズを販売するスペース
手洗い場	葛飾にいじゅくみらい公園 曳舟川親水公園広場ゾーン	出店者が手洗いや排水を行うスペース
資機材置き場	メイン会場及びサテライト会場	運営に関する資機材を保管するスペース
関係者の各控室	メイン会場及びサテライト会場	運営スタッフ、ボランティア、警備員の休憩・待機するスペース

※メイン会場 : 葛飾にいじゅくみらい公園  
サテライト会場 : 曳舟川親水公園広場ゾーン  
新小岩駅周辺

### (3) 安全・救護体制、情報管理

#### ア. 安全・救護体制

- ・各会場に救護所を設置し、運営スタッフが常駐する。土日には看護師（葛飾区医師会より派遣）1名を配置し、怪我や体調不良等に対する初期対応を行う。
- ・各会場に、AED、熱中症対策キット、ウォーターサーバーを配置する。
- ・各会場に緊急車両の進入経路を確保する。
- ・近隣の病院に事前に本フェアの情報を提供し、連携を図る。
- ・管轄する消防署に事前に本フェアの情報を提供し、緊急時の連携体制を図る。



#### イ. 情報管理

- ・メイン会場に「情報センター」を設け、メイン会場及びサテライト会場の情報を一元管理する。そして、各会場の日々のイベント、出店、注意事項等の情報を整理し、各会場スタッフに共有する。

## 10. 交通運営

### ・シェアサイクルポート及びシャトルバスの目的

公共交通機関を利用した来場を呼びかけている中で、通常の公共交通機関の輸送力に負荷をかける来場者数が予測される。フェアにてシェアサイクルポート及びシャトルバスを実施することで、来場者の周遊性向上やオーバーツーリズムによる観光公害の防止に努める。

### (1) シェアサイクル

#### ア. 概要

株式会社Open Streetの協賛により設置

来場者はスマホアプリの「HELLO CYCLING」をダウンロードしていただくことで、誰でも簡単にシェアサイクルの利用が可能になる。

#### イ. 利用料金

30分まで160円 その後15分毎 160円 12時間あたり 2500円

#### ウ. サイクルポート設置予定場所

設置場所	設置サイズ
葛飾にいじゅくみらい公園①	縦2m×幅8m
葛飾にいじゅくみらい公園②	縦2m×幅25m
新小岩駅東北広場	縦2m×幅30m
曳舟川親水公園広場ゾーン	要検討

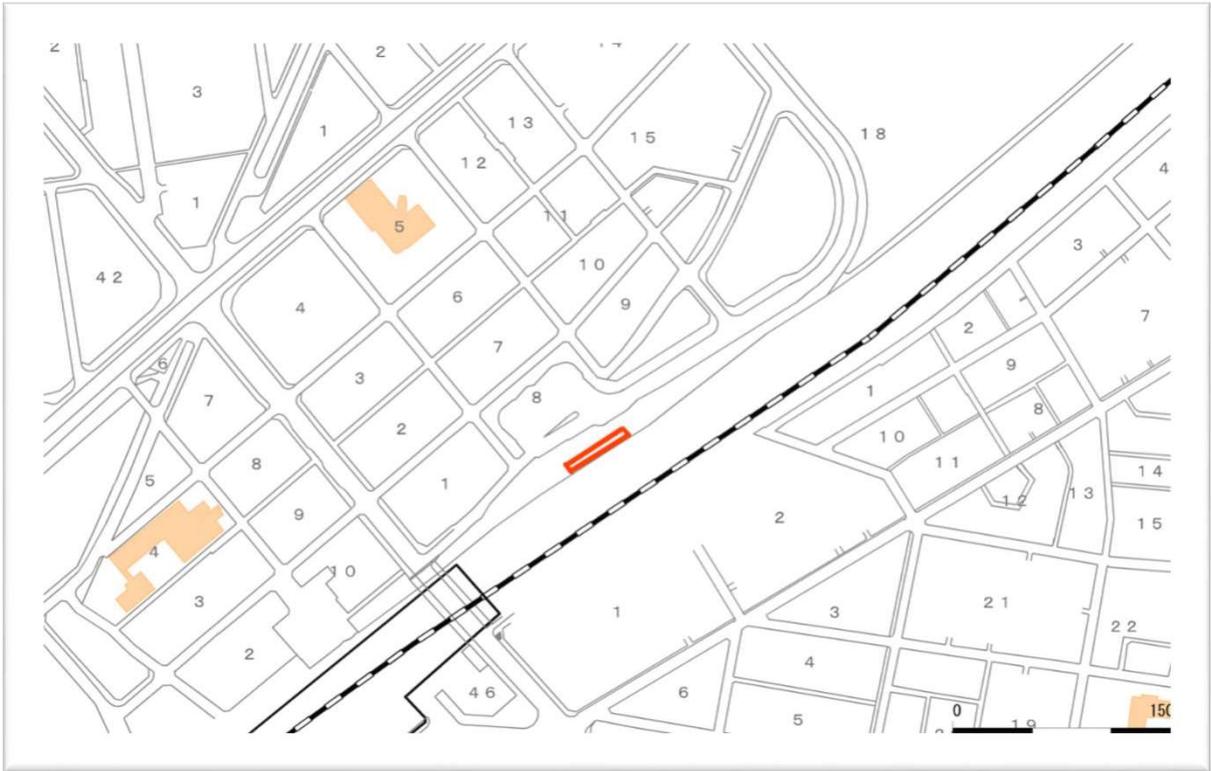


▲設置イメージ

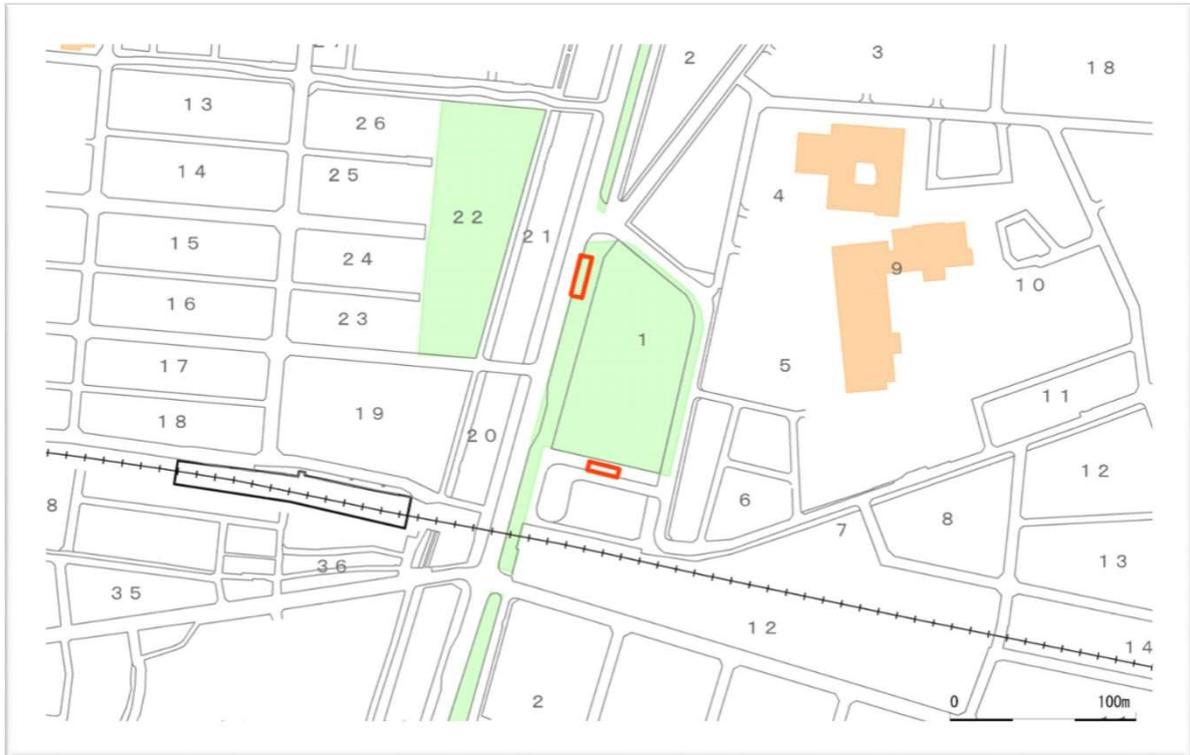
(葛飾にいじゅくみらい公園)



(新小岩駅東北広場)



(曳舟川親水公園広場ゾーン)



## (2) シャトルバス

### ア. 概要

会期中土日のみでの運行 始発：9時半 終発：17時 (15分間隔での運行)

新小岩ルートは往復型、お花茶屋・菖蒲まつりルートは循環型での運行

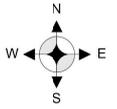
### イ. 運行ルート案

#### (ア) 新小岩ルート 5月16日～31日

葛飾にいじゅくみらい公園→奥戸ローズガーデン→新小岩駅東北広場  
→奥戸ローズガーデン→葛飾にいじゅくみらい公園

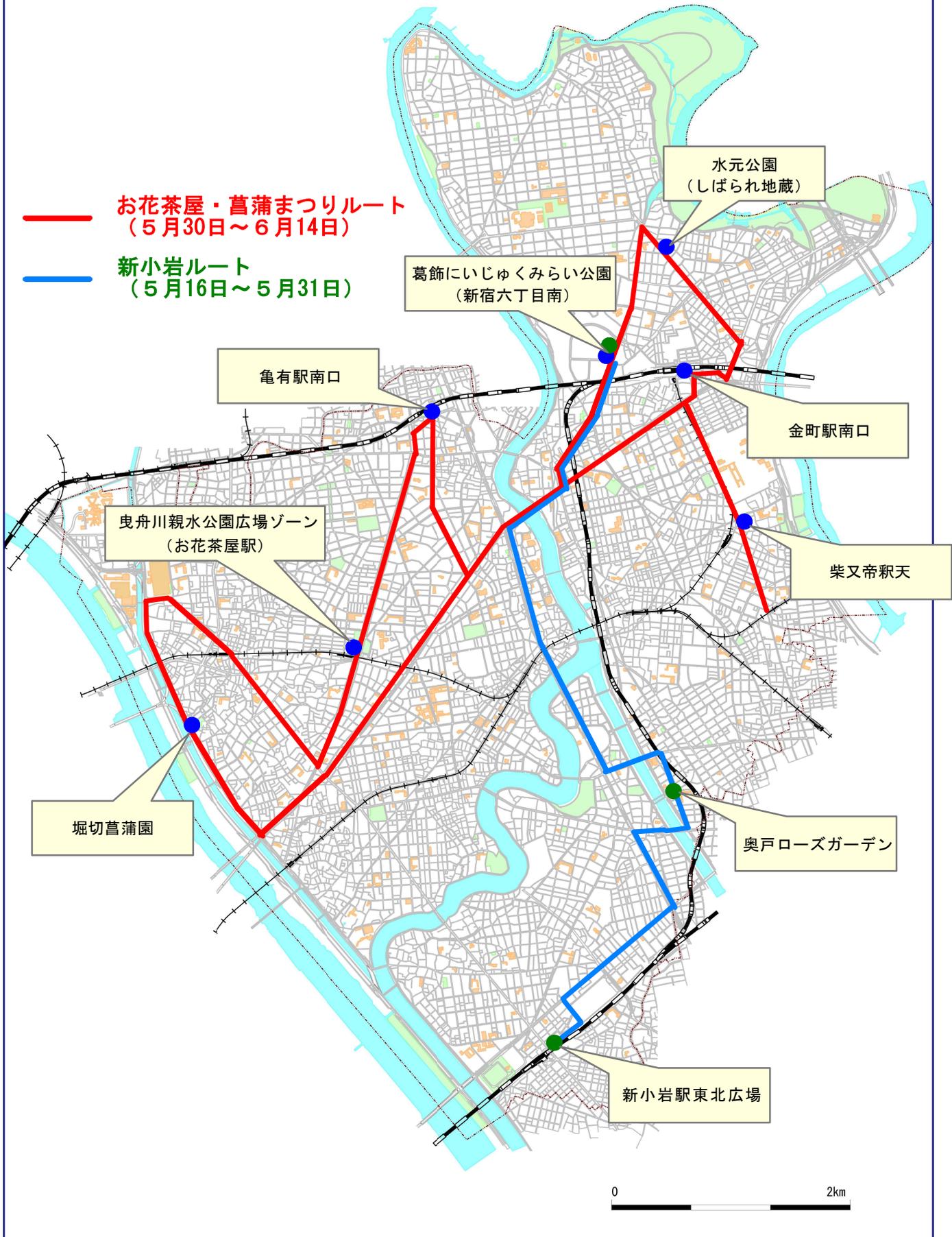
#### (イ) お花茶屋・菖蒲まつりルート 5月30日～6月14日

金町駅南口→柴又帝釈天→亀有駅南口→お花茶屋駅→堀切菖蒲園  
→葛飾にいじゅくみらい公園→水元公園(しばられ地藏)



— お花茶屋・菖蒲まつりルート  
(5月30日～6月14日)

— 新小岩ルート  
(5月16日～5月31日)



全国みどりと花のフェアかつしか 実行委員会契約内容（概要）

1 全国みどりと花のフェアかつしか公式アンバサダーへのタレント活用及び公式ホームページの運用管理等業務委託

(1) 契約締結日

令和7年4月11日

(2) 契約相手方

東京都千代田区大手町一丁目5番1号  
大手町ファーストスクエア イーストタワー  
株式会社エヌ・ティ・ティ・アド  
代表取締役 東 明彦

(3) 変更理由及び内容

ア 現行の公式アンバサダー活用の内容に加え、フェアPRの一環として、公式アンバサダー及びマネジメント会社が運営するSNSにおいて、フェア関連の投稿を実施し、若い世代を中心により効果的なPRを行うため。

イ 公式ホームページのCMS構築作業終了後に当初想定していなかった、協賛ランクの増設を行ったことにより、CMSの構築に追加作業が発生したため。

(4) 契約金額

ア 既契約金額	70,978,600円
イ 増減額	2,147,750円
ウ 変更後金額	73,126,350円

2 全国みどりと花のフェアかつしかスタンプラリー運営業務委託

(1) 契約金額

1,224,300円

(2) 契約締結日

令和8年1月26日

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年7月31日まで

(4) 契約相手方

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27番5号  
リンクスクエア新宿16階  
株式会社ワズ  
代表取締役 西田 一雄

(5) 契約方法

全国みどりと花のフェアかつしか実行委員会 契約事務・会計処理・文書取扱  
規準第24条第2項に基づく特命随意契約による契約

(6) 契約内容

ア 区民等へのスタンプラリーの提供  
イ 実行委員会に対するスタンプラリー管理アプリの提供  
ウ スタンプラリー及び管理アプリの運用及び保守  
エ 2次元コードの発行

3 全国みどりと花のフェアかつしか公式グッズ製作及び販売運營業務委託

(1) 契約金額

3,189,587円

(2) 契約締結日

令和8年1月26日

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年8月31日まで

(4) 契約相手方

東京都目黒区東山一丁目17番16号  
T S P 太陽株式会社  
代表取締役社長 池澤 嘉悟

(5) 契約方法

全国みどりと花のフェアかつしか実行委員会 契約事務・会計処理・文書取扱  
規準第24条第2項に基づく特命随意契約による契約

(6) 契約内容

ア 公式グッズ製作  
イ 商品の仕入れ、販売及びその他店舗運營業務

## 全国みどりと花のフェアかつしか 実行委員会第4回総会での主なご意見

No.	ご意見	回答・対応方針
1	広報について、フェアの認知度が依然として低い。特に広報物の内容が抽象的で趣旨が伝わっていない。広報の実施方法については、今一度考えていただきたい。	現在、「広報かつしか」に3か月に1度、コラムという形式で掲載しているが、2月上旬から巻頭に本フェアの開催までのカウントダウンを掲載する。「広報かつしか」4月25日号には、フェアの詳細について特集を組めるよう調整している。自治町会の回覧板を活用したチラシの配付を検討するなど、区民の手元に情報が届くよう努めていく。
2	公式アンバサダーの出番が少ない。一人でも多く葛飾に足を運んでもらうことが、公式アンバサダー起用の目的であると考えている。ポスターの盗難リスクを過剰に恐れず、防犯カメラの活用や掲載場所を工夫し、露出を最大限に増やすべきだと考える。	公式アンバサダーの露出を増やすべきという点は事務局としても認識している。アンバサダーの所属事務所との協議もあることから掲出可能箇所が判明した場合には、都度掲出交渉を行っている。協賛により、駅や電車・バス車内への掲出ができることとなったため、事業者の協力を得て、準備を進めている。
3	区のYouTubeを活用した動画での広報に力を入れてほしい。YouTube 広告は費用対効果も高く、若年層に向けた PR として優れているので検討してほしい。	Youtube 広告については、令和8年度に実施する予定である。
4	区民や区の事業者が準備段階から参加いただけるように取り組むことが大切だと考える。	地域の団体や小・中学生、区民の方々や事業者と協働して準備を進めてきており、引き続き取り組んでいく。
5	昨年は5・6月に、真夏日が数日観測されている。具体的な暑さ対策についてお示しいただきたい。	来場者向けに、大型テントや給水所の設置、協賛でのスポットクーラーの導入を計画しているが、出展者への対策は現時点で未定である。
6	周遊のために運行されるシャトルバスは、通常運行外の追加的なCO2発生源となる。どのような車両を導入するのか。例えば、大阪・関西万博で使用された環境配慮型バスの転用など、より積極的な温暖化対策を検討すべきではないか。	通常路線バスとして運行しているバスのうち、余裕のある車両を借用し運行する形式で、区内を運行しているバス事業者と協議している。バスの転用などについては、バス事業者と協議をしていく。

7	<p>フェアに伴うCO2排出抑制として、屋外のみならず、フェアは東京理科大学や郷土と天文の博物館などの既存の屋内施設でも開催される。これらの施設で 사용되는電気について、グリーン電力証書などの活用によるオフセットや環境配慮が検討されているのか。</p>	<p>予算の制約がある中で、現時点では水素自動車の協賛提供を受けるなどの対応を計画している。屋内施設については、「フェア会場」という部分で予算の範囲内でどこまで対応可能か検討を継続する。</p>
8	<p>SNSで拡散される「見せ場」のデザインが重要である。特に、にいじゅくみらい公園などのメイン会場において、来場者が写真を撮りたくなるような演出を求める。</p>	<p>SNSで拡散される「見せ場」として、写真映えするスポットのPRを強化する。</p>
9	<p>金町駅からメイン会場までの商店街ルートにおいて、来場者が歩いて楽しめる仕掛けが必要である。進捗状況を確認したい。</p>	<p>金町駅前ロータリーの花壇を拡大し華やかにしていくことや、理科大学通り沿いの商店街にプランターの設置を依頼中である。さらに、再開発工事現場の仮囲いを利用し、区内小学生による「未来へのメッセージアート」を掲示し、歩行者が楽しめる空間を創出する予定である。</p>

葛飾区耐震改修促進計画及び葛飾区住宅耐震化緊急促進  
アクションプログラムの更新（案）について

建築課

## 1 概要

現在、本区では、地震による建築物の被害を未然に防止し、建物の耐震化を総合的に進めることで、災害に強い葛飾区を実現することを目指して、葛飾区耐震改修促進計画及び葛飾区住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定している。これらの計画は、令和7年度末に改定予定の「東京都耐震改修促進計画」を踏まえ、令和8年度中に改定する予定である。このため、現在「令和7年度まで」としている計画期間を1年間更新するものである。

## 2 更新内容（計画期間）

(1) 葛飾区耐震改修促進計画 [更新] (案)

平成28年度から令和8年度まで

【資料1】 葛飾区耐震改修促進計画 [更新] (案)

(2) 葛飾区住宅耐震化緊急促進アクションプログラム [更新] (案)

令和4年度から令和8年度まで

【資料2】 葛飾区住宅耐震化緊急促進アクションプログラム [更新] (案)

葛飾区耐震改修促進計画  
(更新)  
(案)

令和 8 年 3 月

葛 飾 区

# 目次

<b>はじめに</b>	<b>1</b>
1 計画更新の背景	1
2 葛飾区耐震改修促進計画の目的と位置付け	1
3 対象区域及び対象建築物等	1
4 計画期間及び検証年次	3
<b>第1章 基本方針</b>	<b>6</b>
1 想定される地震の規模・被害の状況	6
2 耐震化の現状	9
3 耐震化の目標	14
<b>第2章 耐震診断及び耐震改修の実施の促進を図るための施策</b>	<b>17</b>
1 基本的な取組方針	17
2 重点的に取り組むべき施策	19
(1) 木造住宅の耐震化	19
(2) 地震発生時に閉塞を防ぐべき道路の沿道建築物の耐震化	19
(3) 木造住宅密集地域の耐震化	23
(4) その他の重点的に耐震化を図るべき建築物等	25
<b>第3章 普及啓発等</b>	<b>27</b>
1 耐震改修の促進を図るための施策	27
2 地域危険度マップの活用	28
<b>第4章 総合的な安全対策</b>	<b>30</b>
1 東京都等との連携	30
2 関連施策の推進	31
<b>第5章 今後の取組</b>	<b>33</b>
<b>参考資料</b>	<b>34</b>

「葛飾区耐震改修促進計画」において使用する用語の定義は次のとおりである。

耐震診断	地震に対する安全性を評価すること。
耐震改修	地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替え又は敷地の整備をすること。
耐震改修等	耐震改修、除却、建替えにより地震に対して安全な建築物とすること。
耐震化	耐震診断を実施して地震に対する安全性に適合することを明らかにすること又は耐震改修等を実施すること。
旧耐震基準	昭和56年（1981年）6月1日の建築基準法の耐震基準の見直しより前に用いられていた耐震基準。阪神・淡路大震災では、旧耐震基準による建築物の被害が顕著であった。
新耐震基準	昭和56年（1981年）6月1日に導入された耐震基準。建築基準法では最低限遵守すべき基準として、中規模の地震動（震度5強程度）に対してほとんど損傷を生じず、大規模の地震動（震度6強から7に至る程度（阪神・淡路大震災クラス））に対しては人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としている。
新耐震基準の木造住宅 （グレーゾーン住宅）	昭和56年（1981年）6月1日から平成12年（2000年）5月31日までに工事に着手した2階建以下の在来軸組工法の木造住宅
耐震性を満たす	耐震基準に適合する又は建築物の耐震改修の促進に関する法律等に基づく耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確かめられていること。
耐震化率	対象建築物全数に占める耐震性を満たす建築物の割合

# はじめに

## 1 計画更新の背景

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われ、約25万棟に及ぶ住宅・建築物に甚大な被害をもたらした。これを契機に、本区は、平成7年度から耐震診断助成を開始するなど耐震化の取組を開始している。平成20年には、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号。（以下「耐震改修促進法」という。））に基づく「葛飾区耐震改修促進計画」（平成19年度から平成27年度）を策定し、平成28年度からは現在の「葛飾区耐震改修促進計画」（平成28年度から令和7年度）（以下「本計画」という。）による様々な取組によって耐震化を推進している。

しかし、平成28年3月の本計画策定以降も、平成28年4月の熊本地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、さらに、平成30年6月の大阪府北部を震源とする地震では塀の倒壊により尊い命が失われ、ブロック塀等に対する耐震化が求められている。

さらに、東京都は首都直下地震の切迫性が指摘される中、安全で安心できる都市の実現は急務であり、東京の防災対応力の強化を図るため、更なる耐震化が必要であるとの認識を示した。加えて、東京都が令和4年5月に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」では、新耐震基準を含めた建築物の耐震化の更なる促進による被害低減効果が示されており、効果実現のための対応が求められている。そのため、令和5年3月に東京都耐震改修促進計画を改定し、緊急輸送道路沿道建築物については、目標年次である令和7年度に向けて耐震化を一層加速するため、新たな取組を示した。あわせて、新耐震基準の木造住宅（以下「グリーゾーン住宅」という。）についても、新たに目標や取組を示した。

そして、令和7年度末に改定予定の東京都耐震改修促進計画を踏まえ、令和8年度中に本計画を改定する予定である。このため、この度の更新は、令和7年度までとしている本計画の期間を1年間更新するものである。

## 2 葛飾区耐震改修促進計画の目的と位置付け

本計画は、耐震改修促進法第6条第1項の規定により策定するものであり、地震による建築物の被害を未然に防ぎ、区民の生命と財産を保護するため、区内の住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修、そして道路に面した危険なブロック塀等の撤去の実施を計画的かつ総合的に促進し、災害に強い葛飾区を実現することを目的とする。

また、本計画は、東京都耐震改修促進計画及び葛飾区地域防災計画等と整合を図るものとする。

## 3 対象区域及び対象建築物等

本計画の対象区域は、葛飾区内全域とする。

対象とする建築物は、原則として建築基準法（昭和25年法律第201号）における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）以前に建築された建築物のうち、表1に示すものとする。また、新たに表2に示すグリーゾーン住宅も計画対象とする。

■本計画の対象建築物等

表1 【旧耐震基準の建築物】

種類		内容	備考
住宅		<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸建住宅</li> <li>・共同住宅 (長屋住宅、区営住宅を含む。)</li> </ul>	
緊急輸送道路沿道建築物	特定緊急輸送道路沿道建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例(平成23年東京都条例第36号(以下「耐震化推進条例」という。))に基づいて指定された緊急輸送道路のうち、特定緊急輸送道路に接する一定の高さを超える建築物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震改修促進法第7条第1項に定める要安全確認計画記載建築物</li> </ul>
	一般緊急輸送道路沿道建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急輸送道路のうち、特定緊急輸送道路以外の道路に接する一定の高さを超える建築物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震改修促進法第14条第1項第3号に定める特定既存耐震不適格建築物</li> </ul>
特定建築物	特定既存耐震不適格建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多数の者が利用する一定規模以上の建築物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震改修促進法第14条第1項第1号及び第2号に定める建築物(同条第3号は一般緊急輸送道路沿道建築物として特定建築物からは除く。)</li> </ul>
	要緊急安全確認大規模建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な建築物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震改修促進法附則第3条第1項に定める建築物</li> </ul>
区有建築物		<ul style="list-style-type: none"> <li>・葛飾区地域防災計画に定める防災上重要な区有建築物 <ul style="list-style-type: none"> <li>* 災害対策本部</li> <li>* 地域情報拠点</li> <li>* 第一順位避難所、第二順位避難所</li> <li>* 輸送拠点</li> <li>* 医療救護活動拠点</li> <li>* 災害ボランティアセンター</li> <li>* 一時滞在施設</li> </ul> </li> <li>・その他の区有特定既存耐震不適格建築物</li> </ul>	
道路等に面するブロック塀等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等に面しており、地表面(擁壁含む)からブロック塀等の上端までの垂直距離が1.2m以上あるもの</li> </ul>	

**表2 【グレーゾーン住宅】**

種類	内容	備考
住宅	・戸建住宅 ・共同住宅 (長屋住宅、区営住宅を含む。)	

#### **4 計画期間及び検証年次**

本計画の計画期間は、平成 28 年度から令和 8 年度までの 11 年間とする。本計画は令和 7 年度末に改定予定の東京都耐震改修促進計画を踏まえ、令和 8 年度中に改定を行う。

■ 特定既存耐震不適格建築物一覧表（耐震改修促進法第14条、第15条、附則第3条）

用途		特定既存耐震 不適格建築物の 規模要件 (法第14条)	指示※対象となる 特定既存 耐震不適格 建築物の規模要件 (法第15条)	要緊急安全確認 大規模建築物の 規模要件 (法附則第3条)	
法第14条第1項第1号	学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校	2階以上かつ 1,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む。)	2階以上かつ 1,500㎡以上 (屋内運動場の面積を含む。)	2階以上かつ 3,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む。)
		上記以外の学校	3階以上かつ 1,000㎡以上		
	体育館 (一般公共の用に供されるもの)		1階以上かつ 1,000㎡以上	1階以上かつ 2,000㎡以上	1階以上かつ 5,000㎡以上
	ポーリング場、スケート場、水泳場等の運動施設		3階以上かつ 1,000㎡以上	3階以上かつ 2,000㎡以上	3階以上かつ 5,000㎡以上
	病院、診療所		3階以上かつ 1,000㎡以上	3階以上かつ 2,000㎡以上	3階以上かつ 5,000㎡以上
	劇場、観覧上、映画館、演芸場		3階以上かつ 1,000㎡以上	3階以上かつ 2,000㎡以上	3階以上かつ 5,000㎡以上
	集会場、公会堂		3階以上かつ 1,000㎡以上	3階以上かつ 2,000㎡以上	3階以上かつ 5,000㎡以上
	展示場		3階以上かつ 1,000㎡以上	3階以上かつ 2,000㎡以上	3階以上かつ 5,000㎡以上
	卸売市場		3階以上かつ 1,000㎡以上		
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		3階以上かつ 1,000㎡以上	3階以上かつ 2,000㎡以上	3階以上かつ 5,000㎡以上
	ホテル、旅館		3階以上かつ 1,000㎡以上	3階以上かつ 2,000㎡以上	3階以上かつ 5,000㎡以上
	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、 寄宿舎、下宿		3階以上かつ 1,000㎡以上		
	事務所		3階以上かつ 1,000㎡以上		
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等に類するもの		2階以上かつ 1,000㎡以上	2階以上かつ 2,000㎡以上	2階以上かつ 5,000㎡以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、 身体障害者福祉センター等に類するもの		2階以上かつ 1,000㎡以上	2階以上かつ 2,000㎡以上	2階以上かつ 5,000㎡以上
	幼稚園、幼保連携型認定こども園、 保育所		2階以上かつ 500㎡以上	2階以上かつ 750㎡以上	2階以上かつ 1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館		3階以上かつ 1,000㎡以上	3階以上かつ 2,000㎡以上	3階以上かつ 5,000㎡以上	

法第14条第1項第1号	遊技場	3階以上かつ 1,000㎡以上	3階以上かつ 2,000㎡以上	3階以上かつ 5,000㎡以上
	公衆浴場	3階以上かつ 1,000㎡以上	3階以上かつ 2,000㎡以上	3階以上かつ 5,000㎡以上
	飲食店、キャバレー、料理店等に類するもの	3階以上かつ 1,000㎡以上	3階以上かつ 2,000㎡以上	3階以上かつ 5,000㎡以上
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行等、サービス業を営む店舗	3階以上かつ 1,000㎡以上	3階以上かつ 2,000㎡以上	3階以上かつ 5,000㎡以上
	工場 (危険物の貯蔵場又は処理場の用)	3階以上かつ 1,000㎡以上		
	車輛の停車場等で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	3階以上かつ 1,000㎡以上	3階以上かつ 2,000㎡以上	3階以上かつ 5,000㎡以上
	自動車車庫など自動車の停留又は駐車のための施設	3階以上かつ 1,000㎡以上	3階以上かつ 2,000㎡以上	3階以上かつ 5,000㎡以上
	保健所、税務署など公益上必要な建築物	3階以上かつ 1,000㎡以上	3階以上かつ 2,000㎡以上	3階以上かつ 5,000㎡以上
法第14条第1項第2号	危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵し、又は処理する全ての建築物	500㎡以上	1階以上かつ 5,000㎡以上  (敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る)
法第14条第1項第3号	避難路沿道建築物	耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路の幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合には6m超)	左に同じ	

※ 耐震改修促進法第15条第2項に基づく指示

# 第1章 基本方針

## 1 想定される地震の規模・被害の状況

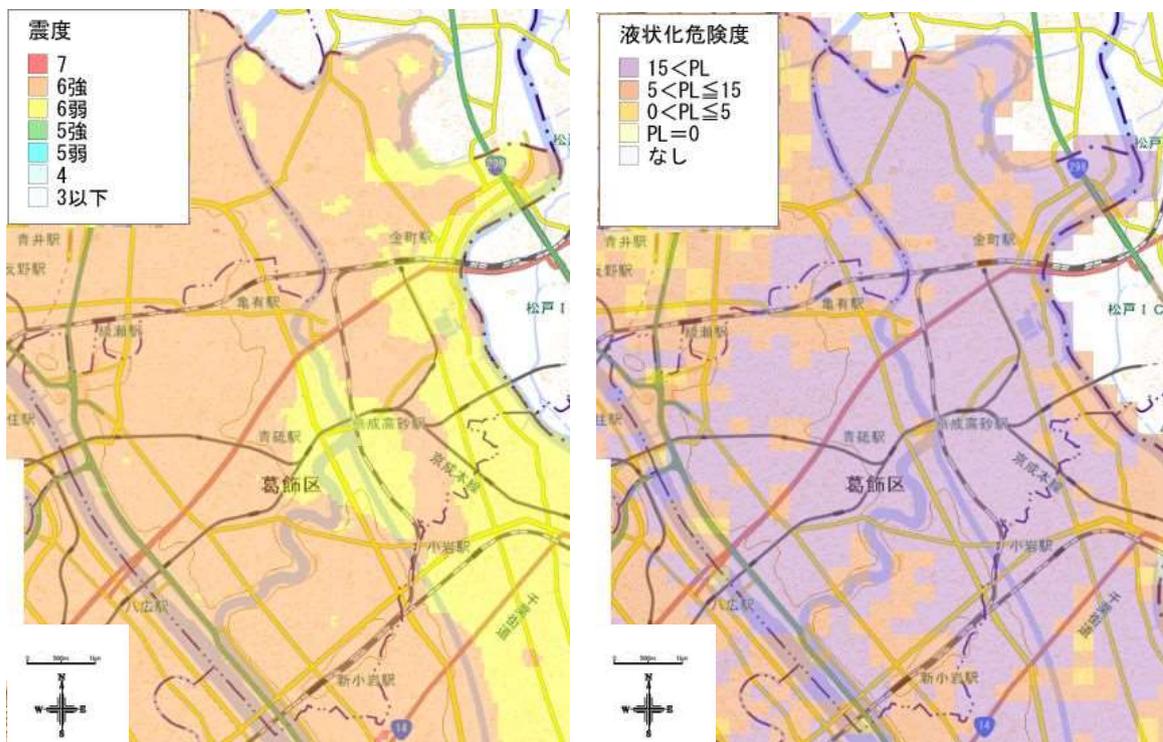
- 本計画では、「首都直下地震による東京の被害想定報告書」（東京都防災会議令和4年5月25日公表）の中から葛飾区で最も被害の発生する「都心南部直下地震」を想定する地震とする。

### ■地震被害想定的前提条件

想定地震	都心南部直下地震
規模	マグニチュード（M）7.3
地震発生の時刻、風速	冬18時、風速8m/s

### 1-（2）地震動・液状化

地震動は、ほとんどの区域で震度6強、北東部など一部区域で震度6弱の揺れが想定された。液状化危険度は、ほぼ全域で「液状化危険度が高い」と想定された。



（出典：東京都 防災計画課 東京被害想定マップ（令和5年度現在））

### 1-(3) 物的・人的被害

都心南部直下地震が冬・夕（18時）風速8m/sの条件（火災器具利用が最も多いと考えられ時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなる。）で発生した場合、次のような被害の発生が想定されている。

#### ■都心南部直下地震による主な被害（葛飾区）

建物全壊棟数	4,589 棟
焼失棟数（倒壊建物を含む）	5,373 棟
死者	283 人
負傷者	3,439 人
要配慮者の死者 （単身高齢者、乳幼児、障害者、 難病患者、妊婦等）	222 人
避難者	169,051 人
帰宅困難者	31,738 人
閉じ込めにつながり得るエレベーター	557 台
自力脱出困難者	1,239 人

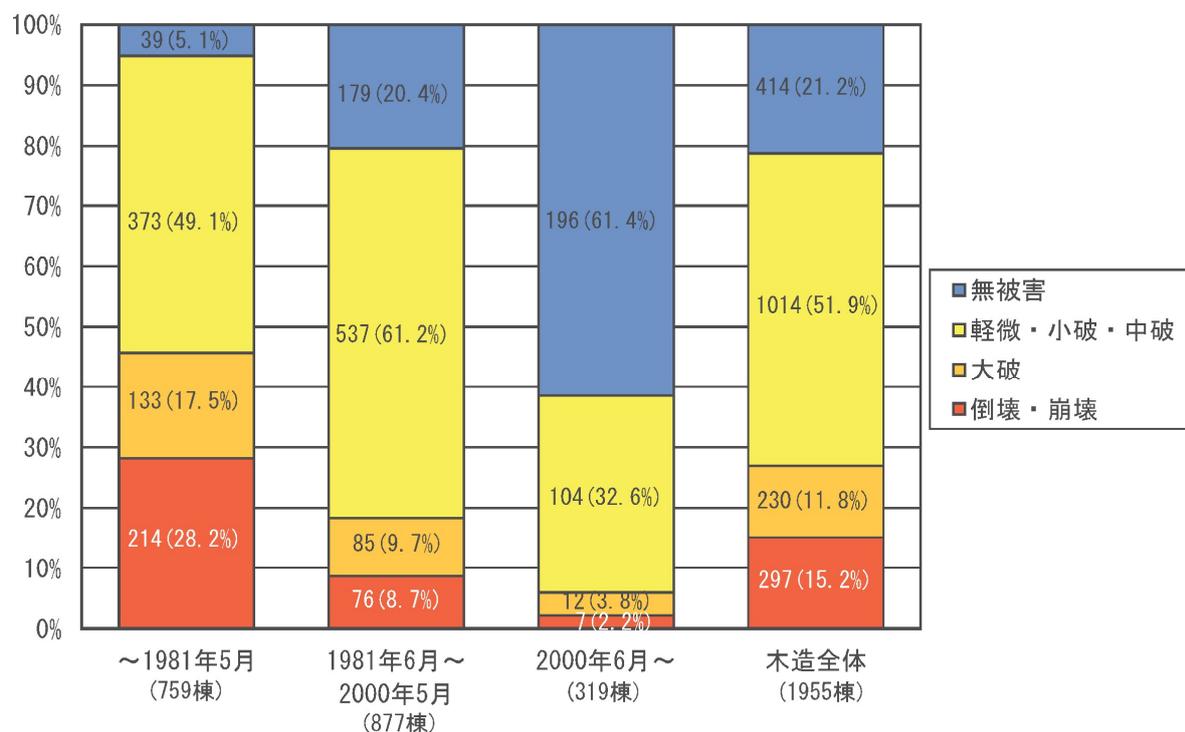
### 1-(4) 平成28年熊本地震における被害の特徴

熊本県熊本地方の深さ約10kmでマグニチュード(M)6.5の地震が発生し、益城町で最大震度7を記録した。

さらに、28時間後に益城町で再度震度7を、また、西原村でも震度7を記録した。これらの地震が、熊本県を中心に数多くの建築物に倒壊などの被害をもたらした。

益城町では、多くの旧耐震基準の木造建築物で被害が見られ、また、平成12年以前に建てられたグレーゾーン住宅の一部においても倒壊による被害が見られた。

発生日時	①平成28年4月14日21時26分 ②平成28年4月16日1時25分
震源	熊本県熊本地方
地震の規模	①マグニチュード(M)6.5 ②マグニチュード(M)7.3
最大震度	益城町、西原村で震度7を観測
余震	平成28年7月14日までに最大6強を2回、最大震度6弱を3回観測



木造の建築時期別の被害状況

(出典：平成28年9月 熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会報告書 国土交通省)

## 2 耐震化の現状

- 住宅については、92.6%が耐震性を満たしているの見込まれる。
- 特定緊急輸送道路沿道の建築物については、95.4%が耐震性を満たしているの見込まれる。
- 一般緊急輸送道路沿道の建築物については、旧耐震基準の建築物が110棟ある。
- 特定既存耐震不適格建築物については、95.9%が耐震性を満たしているの見込まれる。
- 区営住宅については、100%が耐震性を満たしている。
- 区有建築物については、100%が耐震性を満たしている。

(令和3年3月末日時点)

### 《住宅》

- ・ 平成30年度住宅・土地統計調査を基に推計した令和2年度末の区内の住宅総数は、214,290戸である。

### 【住宅の耐震化の状況（旧耐震基準）】（単位：戸数）

住宅		昭和56年 5月以前 の住宅 a	昭和56年 6月以降 の住宅 b	住宅数 c=a+b	耐震性を 満たす 建築物 d	耐震化率 e=d/c
種別	構造					
戸建 住宅	木造	17,807	53,058	70,865	60,673	85.6%
	非木造	1,057	5,513	6,570	6,446	98.1%
共同 住宅	木造	3,225	18,835	22,060	20,078	91.0%
	非木造	12,411	102,384	114,795	111,314	97.0%
合計		34,500	179,790	214,290	198,511	92.6%

(令和3年3月末日時点)

- ・ 平成25・30年度住宅・土地統計調査を基に国土交通省及び東京都の推計方法に準じて推計値を算出すると、このうち、198,511戸（92.6%）の住宅が必要な耐震性を満たしている見込まれる。
- ・ 一方、15,779戸（7.4%）の住宅が必要な耐震性を満たしていない見込まれる。
- ・ 令和4年度時点の住宅の耐震化率（推計値）は94.8%である。

【住宅の耐震化の状況（旧耐震基準＋グレーゾーン住宅）】（単位：戸数）

住宅		昭和56年 5月以前 の住宅	昭和56年 6月から 平成12年 5月の 住宅	平成12年 6月以降 の住宅	住宅数	耐震性を 満たす 建築物	耐震化率
種別	構造	a	b	c	d=a+b+c	e	f=e/d
戸建 住宅	木造	17,807	24,902	28,156	70,865	58,772	82.9%
	非木造	1,057	2,922	2,591	6,570	6,446	98.1%
共同 住宅	木造	3,225	9,498	9,337	22,060	19,715	89.4%
	非木造	12,411	50,389	51,995	114,795	111,314	97.0%
合計		34,500	87,711	92,079	214,290	196,247	91.6%

（令和3年3月末日時点）

- ・ 平成25・30年度住宅・土地統計調査を基に国土交通省及び東京都の推計方法に準じて推計値を算出すると、このうち、196,247戸（91.6%）の住宅が必要な耐震性を満たしているを見込まれる。
- ・ 一方、18,043戸（8.4%）の住宅が必要な耐震性を満たしていないと見込まれる。

### 《特定緊急輸送道路沿道建築物》

- ・ 区内の特定緊急輸送道路沿道に接する通行障害建築物は261棟であり、このうち旧耐震基準で建築された特定緊急輸送道路沿道建築物は33棟である。
- ・ 旧耐震基準の建築物33棟のうち、“診断の結果必要な耐震性を満たしている”又は“改修や除却など必要な対策を実施済み”の建築物は21棟であり、12棟は必要な耐震性を満たしていない。

### 【特定緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化状況】（単位：棟数）

種別	昭和56年 5月以前の 建築物 a	昭和56年 6月以降の 建築物 b	建築物数 c=a+b	耐震性を 満たす 建築物 d	耐震化率 e=d/c
特定緊急輸送 道路沿道の 建築物	33	228	261	249	95.4%

（令和3年6月末日時点）

- ・ 令和3年6月に区内の特定緊急輸送道路沿道の建築物調査を実施した。

### 《一般緊急輸送道路沿道建築物》

- ・ 区内の旧耐震基準で建築された一般緊急輸送道路沿道建築物は、令和3年3月末時点で110棟ある。
- ・ 区内の一般緊急輸送道路沿道に接する通行障害建築物は建築物総数の把握ができていないため耐震化率を算出できない。さらに、一般緊急輸送道路沿道建築物は耐震化状況の報告の義務付けがないため正確な状況を把握することが難しいという課題があった。
- ・ そのため、令和4年度に一般緊急輸送道路沿道建築物の一次調査を行った。結果、114棟が要件を満たす可能性があることが判明した。要件を満たしている可能性がある建築物も新たに116棟あることも判明した。このことにより、東京都と要件を満たしている建築物の可否について協議が必要となるため、今回の一部改定では耐震化率を算出することが困難である。次回以降の計画改定時に耐震化率を算出することとする。

《特定既存耐震不適格建築物》

- ・ 民間の不特定多数のものが利用する一定規模以上の建築物（耐震改修促進法第14条の用途・規模に該当する建築物）は839棟である。
- ・ このうち、805棟（95.9%）が必要な耐震性を満たしているの見込まれ、34棟（4.1%）の建築物が必要な耐震性を満たしていないと見込まれる。

【特定既存耐震不適格建築物の耐震化状況】（単位：棟数）

特定既存耐震不適格建築物	昭和56年5月以前の建築物	昭和56年5月以降の建築物	建築物数	耐震性を満たす建築物数※	耐震化率
種別	a	b	c=a+b	d	e=d/c
防災上特に重要な建築物 （学校、病院、幼稚園等）	8	85	93	90	96.8%
災害時要援護者が利用する建築物 （老人ホーム等）	0	61	61	61	100%
不特定多数の者が利用する建築物 （物品販売業店舗、ホテル、遊技場等）	19	71	90	83	92.2%
その他の建築物 （賃貸住宅、工場等）	63	532	595	571	96.0%
合計	90	749	839	805	95.9%

（令和3年3月末日時点）

- ・ 令和2年度末時点の特殊建築物等定期調査報告を基にした推計より算出した。

《区営住宅》

- ・ 令和2年度末の区営住宅数は、401戸である。
- ・ このうち、117戸（29.2%）の住宅が旧耐震基準で建築されており、耐震診断の結果70戸（17.5%）の住宅が必要な耐震性を満たしており、47戸（11.7%）の住宅が耐震改修工事を実施済みであるため、区営住宅の耐震化率は100%である。

【区営住宅の耐震化状況】（単位：戸数）

種別	昭和56年5月以前の住宅	昭和56年6月以降の住宅	区営住宅数	耐震性を満たす住宅	耐震化率
	a	b	c=a+b	d	e=d/c
区営住宅	117	284	401	401	100%

（令和3年3月末日時点）

《区有建築物》

- ・ 本計画の対象となる区有建築物は187棟ある。葛飾区地域防災計画に定める防災上重要な区有建築物は115棟、耐震改修促進法第14条の用途・規模に該当する建築物でその他の区有特定既存耐震不適格建築物は72棟である。
- ・ このうち、131棟（70.0%）が旧耐震基準で建築されており、131棟全ての建築物が“診断の結果必要な耐震性を満たしている”又は“改修や除却など必要な対策を実施済み”のため、区有建築物の耐震化率は100%である。

【区有建築物の耐震化状況】（単位：棟数）

区有建築物		昭和56年 5月以前の 建築物	昭和56年 5月以降 の建築物	建築物数	耐震性を 満たす 建築物数	耐震化率
種別		a	b	c=a+b	d	e=d/c
防 災 上 重 要 な 区 有 建 築 物	災害対策本部	2	2	4	4	100%
	地域情報拠点	0	6	6	6	100%
	第一順位避難所 第二順位避難所	88	13	101	101	100%
	輸送拠点	0	1	1	1	100%
	医療救護活動拠点	0	1	1	1	100%
	災害ボランティア センター	0	1	1	1	100%
	一時滞在施設	0	1	1	1	100%
その他の区有特定既存 耐震不適格建築物		41	31	72	72	100%
合計		131	56	187	187	100%

（令和3年3月末日時点）

- ・ 種別を兼ねる建築物は、棟数が重複しないように算出した。

### 3 耐震化の目標

- 住宅については、令和8年度末までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とする。
- 特定緊急輸送道路沿道の建築物については、令和8年度末までに100%とすることを目標とする。
- 一般緊急輸送道路沿道の建築物については、耐震化を図りながら、正確な状況を把握し、耐震化の目標年度や目標値を定めることとする。
- 特定既存耐震不適格建築物については、令和8年度末までに耐震性が不十分な建築物をおおむね解消することを目標とする。
- 区営住宅については、耐震化率100%を達成したため、適切に維持・保全していくこととする。
- 区有建築物については、耐震化率100%を達成したため、適切に維持・保全していくこととする。

(令和3年3月末日時点)

#### ■耐震化率の現状と目標

建築物の種類	耐震化率				
	平成20年 3月策定	平成28年3月策定		令和4年3月改定	
	平成18年度	平成27年度	令和2年度 目標	令和2年度	令和8年度 目標
住宅	71%	85.7%	95%	92.6%	おおむね 解消 ※2
特定緊急輸送 道路沿道の 建築物	—	91.8%	95%	95.4%	100% ※3
一般緊急輸送 道路沿道の 建築物	—	—	—	不明 ※1	※4
特定既存耐震 不適格建築物	62%	93.5%	95%	95.9%	※5
区営住宅	—	100%	—	100%	—
区有建築物	70%	98.1%	100%	100%	—

- ・ 建築物の単位については、住宅・区営住宅：戸数、その他の建築物：棟数である。

※1 旧耐震基準110棟

※2 旧耐震基準の耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とする。

※3 令和18年度までに100%を目指す。

※4 次回の計画改定までに目標年度や目標値を定めることを検討する。

※5 耐震性が不十分な建築物をおおむね解消することを目標とする。

### 《旧耐震基準の住宅》

- ・ 区民の生命、財産の保護及び地域の減災を図るため、住宅の耐震化を促進することが重要である。
- ・ 住宅については、令和8年度末までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とする。

### 《特定緊急輸送道路沿道建築物》

- ・ 地震により、防災上重要な道路の沿道建築物が倒壊し、道路閉塞を起こした場合、広域的な避難や救急・消火活動に大きな支障を来し、甚大な被害につながるおそれがある。
- ・ また、地震発生後の緊急物資等の輸送や、復旧・復興活動を困難にさせることが懸念される。
- ・ 特定緊急輸送道路沿道建築物については、令和8年度末までに100%とすることを目標とするが、目標年次は、段階的な耐震改修の最終完了まで10年程度の期間が想定されることから、令和18年度末までとする。

### 《一般緊急輸送道路沿道建築物》

- ・ 一般緊急輸送道路沿道建築物については、引き続き、助成事業の活用により耐震化の促進をしながら、正確な状況を把握し、耐震化の目標年度や目標値を定めることとする。

### 《特定既存耐震不適格建築物》

- ・ 多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物については、区民の生命の保護と、経済活動における減災を図るため、耐震化を促進することが重要である。
- ・ 特定既存耐震不適格建築物については、令和8年度末までに耐震性が不十分な建築物をおおむね解消することを目標とする。

### 《区営住宅》

- ・ 区営住宅については、耐震化率100%を達成した。
- ・ 適切に維持・保全していくこととする。

### 《区有建築物》

- ・ 区有建築物は、多数の区民に利用されることや、災害時の活動拠点や避難施設になること、さらに、民間建築物の耐震化を先導していく役割を担うことから、耐震改修を積極的に促進することが重要である。
- ・ 区有建築物のうち、災害時の災害対策本部、避難所などの葛飾区地域防災計画に指定された防災上重要な建築物、その他の区有特定既存耐震不適格建築物については、耐震化率100%を達成した。
- ・ 適切に維持・保全していくこととする。

### 《新耐震基準の住宅》

- ・ 新たにグレーゾーン住宅の耐震化を図ることで、耐震性が不十分な住宅を令和18年度末までにおおむね解消することを目指す。なお、耐震性が不十分なグレーゾーン住宅を令和13年度末までに半減することを中間の目標とする。

建築物の種類	現状 令和3年3月	目標 令和13年度末	目標 令和18年度末
住宅	91.6%	半減	おおむね解消

## 第2章 耐震診断及び耐震改修の実施の促進を図るための施策

### 1 基本的な取組方針

- 住宅・建築物の耐震化は、建築物所有者及び管理者が自らの責任によって行われることを基本とする。
- 住宅や建築物の耐震化を図ることは災害に強いまちづくりを行う上で不可欠であり、区は、耐震診断及び耐震改修を促進するために必要な支援を行う。
- 地震発生時に閉塞を防ぐべき道路として東京都耐震改修促進計画で特定緊急輸送道路に指定された道路の沿道建築物を中心として、耐震化の促進を行う。
- 不燃化特区促進事業と連携して耐震化及び不燃化の促進を行う。
- 区は、耐震診断及び耐震改修の実施を促進させるため、東京都及び関係団体と十分に連携して取り組む。

#### 《建物所有者の主体的な取組》

- ・ 住宅・建築物の耐震化の促進にあたっては、建築物所有者及び管理者（以下「建物所有者等」という。）の自らの問題であり、かつ、地域の問題として認識し、主体的に取り組むことが不可欠である。
- ・ 地震による住宅・建築物の被害・損傷が発生した場合、自らの生命と財産はもとより、道路閉塞や出火など、地域の安全性に大きな影響を与えるということを認識して耐震化に取り組む必要がある。

#### 《区の支援》

- ・ 区は、耐震診断及び耐震改修の実施を促進するために、広報かつしかやホームページへの掲載、パンフレット配布、説明会・相談会等の開催など様々な機会を活用し、耐震診断及び耐震改修に関して普及啓発や助成事業を行う。
- ・ また、建物所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を進められるよう、相談窓口を整備するとともに、耐震改修工法の事例について情報提供を行う。

#### 《関係者等との連携》

- ・ 東京都、関係団体及び建物所有者等と適切な役割分担のもとに、住宅・建築物の耐震化の促進に取り組むものとする。

#### （区の役割）

- ・ 耐震改修促進法により葛飾区耐震改修促進計画の策定を行う。
- ・ 建物所有者等への啓発・支援を行う。
- ・ 耐震改修促進法に基づく認定、助言、指導、指示、勧告等を行う。
- ・ 耐震診断及び耐震改修の進捗状況について情報収集を行う。

(東京都)

- ・ 耐震改修促進法に基づく東京都耐震改修促進計画の策定を行う。
- ・ 区への支援、助言等を行う。

(関係団体)

- ・ 耐震診断業務等を区内で実施している財団法人、社団法人等の建築関係団体は、耐震相談窓口の設置など区が行う耐震化の取組に協力し、技術者の育成及び技術力の向上に努める。

(建物所有者等)

- ・ 建物所有者等は、耐震診断及び耐震改修の実施の促進について、自らの問題として認識し取り組む。特に、特定緊急輸送道路沿道建築物や特定既存耐震不適格建築物の所有者等は、多数の者が利用する建築物の安全性確保や災害時の輸送経路の確保の重要性について十分に認識し、耐震化に努めなければならない。

## 2 重点的に取り組むべき施策

### (1) 木造住宅の耐震化

○ 区内建築物の大半を占める木造住宅について、重点的に耐震化を促進する。

《木造住宅》

- ・ 震災時に、区民の生命・財産の保護、地域の被害の軽減を図るため、住宅の耐震化を促進することが重要である。
- ・ 耐震化を促進するためには、まず建物所有者自らがその必要性を認識し、主体的に取り組むことが不可欠である。
- ・ 区は、耐震化の必要性や重要性について、説明会・相談会を通じて建物所有者に対して普及啓発に取り組んでいくとともに、戸別訪問などによる普及啓発を行う。
- ・ 要件を満たす木造住宅に対し、建築士を無料で派遣し耐震診断を行うことや、耐震改修等の助成を行うなど国や東京都の耐震助成制度を有効に活用しながら必要な支援を講ずる。
- ・ 区と金融機関が協定を結んだことにより、低利な融資を受けられるようになった。住宅等の耐震化を促進するにあたり有効活用できるよう周知普及に努める。

### (2) 地震発生時に閉塞を防ぐべき道路の沿道建築物の耐震化

《特定緊急輸送道路沿道建築物》

- 地震発生時に閉塞を防ぐべき道路に指定した道路(特定緊急輸送道路)沿道の建築物のうち、道路閉塞を起こす可能性の高い建築物を対象として重点的に耐震化を促進する。
- 東京都耐震改修促進計画を踏まえ、東京都と連携して耐震化を促進する。
- 耐震改修促進法に基づく指導、助言等を積極的に行う。

《一般緊急輸送道路沿道建築物》

- 地震発生時に閉塞を防ぐべき特定緊急輸送道路以外の緊急輸送道路(一般緊急輸送道路)沿道の建築物のうち、道路閉塞を起こす可能性の高い建築物を対象として重点的に耐震化を促進する。
- 東京都耐震改修促進計画を踏まえ、東京都と連携して耐震化を促進する。

- ・ 地震により、緊急輸送道路など防災上重要な道路の沿道建築物が倒壊し、道路閉塞を起こした場合、広域的な避難や救急・消火活動に大きな支障を来し、甚大な被害につながるおそれがある。
- ・ また、地震発生後の緊急物資等の輸送や、復旧・復興活動を困難にさせることが懸念される。
- ・ このため、東京都が地震発生時に閉塞を防ぐべき道路に指定した沿道建築物を対象とし、重点的に耐震化を促進する。

### 《特定緊急輸送道路沿道建築物》

- ・ 東京都耐震改修促進計画では、耐震改修促進法第5条第3項第2号に基づく建築物集合地域通過道路等を特定緊急輸送道路と位置づけ、同法第7条第1項第2号の要安全確認計画記載建築物を特定緊急輸送道路沿道建築物としている。
- ・ 東京都の耐震化推進条例では、地震により緊急輸送道路の沿道建築物が倒壊し、緊急輸送道路を閉塞した場合における被害の広範さを鑑み、沿道建築物の所有者は自らの社会的責任を認識して耐震化に努めるものとし、沿道建築物の占有者は、所有者が行う耐震化の実現に向けて協力するよう努めるものとしている。そのうち、特定緊急輸送道路沿道建築物は、耐震診断を実施し、結果を報告する義務付けがなされている。
- ・ 震災対策上、重点的に耐震化を図る必要があるため、耐震改修促進法に基づく指導・助言を積極的に行うとともに、アドバイザー派遣制度の情報提供や、建物所有者が行う耐震改修等に助成を行うなど、国や東京都の耐震助成制度を有効に活用して必要な支援を講ずる。
- ・ 東京都は令和元年度に東京都耐震改修促進計画を一部改定し、特定緊急輸送道路の通行機能を的確に表す指標として、区間到達率、総合到達率を導入している。特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を図ることは、特定緊急輸送道路の区間到達率、総合到達率の通行機能の改善に資すると考えられる。区では、東京都と連携して特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を進め、区間到達率及び総合到達率の改善に努めるものとする。  
(区間到達率と総合到達率の考え方については、巻末の参考資料を参照のこと。)

### 《一般緊急輸送道路沿道建築物》

- ・ 東京都耐震改修促進計画では、耐震改修促進法第5条第3項第3号に基づく地震時の建築物の倒壊による通行障害を防ぐべき道路として一般緊急輸送道路と位置づけ、同法第14条第1項第3号の特定既存耐震不適格建築物を一般緊急輸送道路沿道建築物としている。
- ・ 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化による震災時の道路機能確保に併せ、一般緊急輸送道路の機能向上を図るために、アドバイザー派遣制度による情報提供や、建物所有者が行う耐震診断等に助成を行うなど、国や東京都の耐震助成制度を有効に活用して必要な支援を講ずる。
- ・ 一般緊急輸送道路沿道に接する通行障害建築物は、耐震化状況の報告の義務付けがないため正確な状況を把握することが難しいという課題がある。そのため、正確な状況の把握に努めるものとする。

### 【参考】

- 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年10月27日 法律第123号）  
(通行障害既存耐震不適格建築物について記述)  
第5条第3項第2号 通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。)

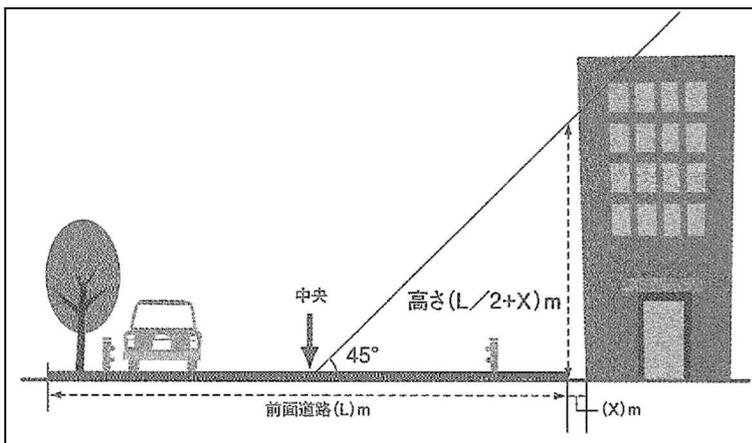
○ 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年 政令第429号）  
（通行障害建築物の要件）

第4条 法第5条第3項第2号の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離（これによることが不適當である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該幅員が12メートル以下のときは6メートルを超える範囲において、当該幅員が12メートルを超えるときは6メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えたものを超える建築物とする。

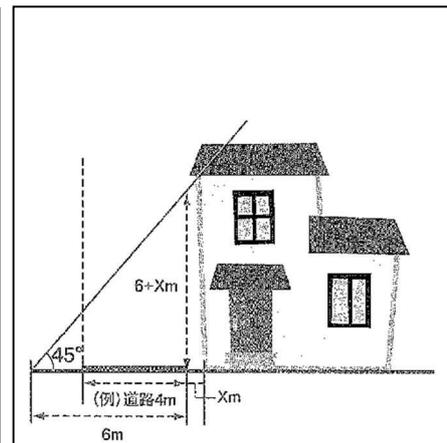
- 一 12メートル以下の場合 6メートル
- 二 12メートルを超える場合 前面道路の幅員の2分の1に相当する距離

○ 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）  
（令第4条の国土交通省令で定める距離）

第4条 令第4条の国土交通省令で定める距離は、前条の規則で定める場合において、前面道路の幅員が12メートル以下のときは6メートルを超える範囲において、当該幅員が12メートルを超えるときは6メートル以上の範囲において、知事等が規則で定める距離とする。



前面道路が12mを超える場合



前面道路が12m以下の場合

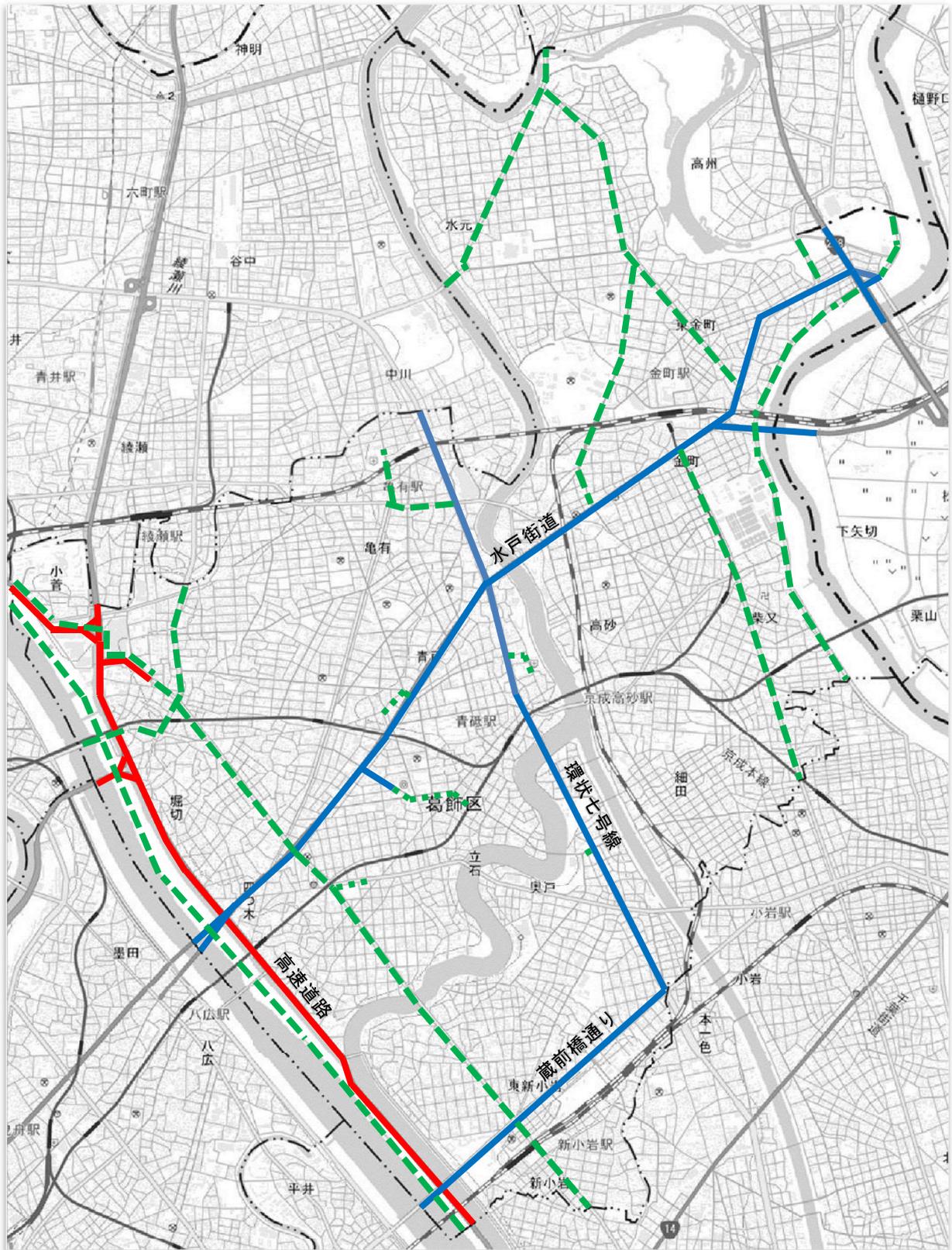
（通行障害建築物の要件）



（閉塞を防ぐべき道路）

特定緊急輸送道路

一般緊急輸送道路【位置図】



	特定緊急輸送道路 (高速道路)
	特定緊急輸送道路 (高速道路以外)
	一般緊急輸送道路

(国土交通省 国土地理院 地理院地図を加工して作成)

### (3) 木造住宅密集地域の耐震化

- 木造住宅密集地域については、延焼の危険性も高いため、東京都「防災都市づくり推進計画」において不燃化推進特定整備地区（不燃化特区）に定められた地域を対象に、不燃化・耐震化を重点的に促進する。
- 不燃化特区内の木造住宅については、自助・公助の観点から、建替え及び除却の支援を重点的に行う。

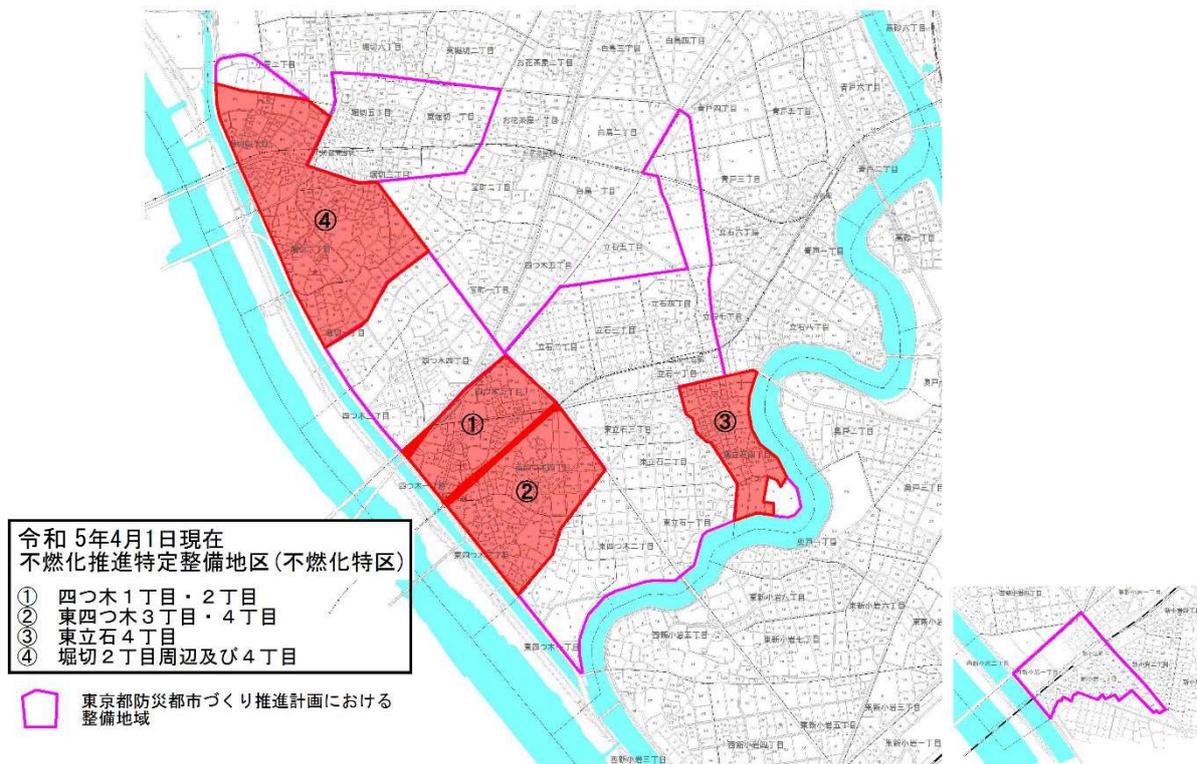
- ・ 木造住宅密集地域では、地震の発生により住宅が倒壊した場合、道路閉塞や出火によって避難や救急・消火活動が妨げられ、大規模な市街地火災を引き起こされるなど、広範かつ甚大な被害につながるおそれがある。

#### 《防災都市づくり推進計画基本方針の改定》

- ・ 東京都は「都市づくりのグランドデザイン」において木造住宅密集地域解消後の魅力的な住宅市街地を目指すことと掲げ、また「『未来の東京』戦略ビジョン」において不燃化の取組をさらに推進することとしている。これらを踏まえ、震災を予防し、災害時の被害拡大を防ぐため、都市構造の改善に関する諸施策を推進することを目的とする「防災都市づくり推進計画基本方針」を令和2年度に改定し、不燃化特区制度を令和7年まで5年間延長し、引き続き整備地域の不燃化を強力に進めていくとしている。
- ・ 区は密集住宅市街地整備促進事業等による主要生活道路のネットワークや公園・広場の整備など、従来からの取組に加え、特に重点的・集中的に改善を図るべき地区については、不燃化特区としての指定を受け、防災街区整備地区計画による規制・誘導とともに不燃化建替え・老朽建築物除却助成や東京都の固定資産税・都市計画税の減免処置などにより建物の不燃化を強力に促進する。

#### 《不燃化特区内の建築物に対する助成制度》

- ・ 住宅の耐震化は、自助・共助・公助の原則を踏まえ、建物所有者等によって行われることが基本である。
- ・ しかし、住宅の倒壊により道路閉塞を引き起こす可能性が高い地域など、震災対策上、公共性が高い地域の住宅については、耐震化の促進を積極的に支援することが重要である。
- ・ 不燃化特区に指定された区域内において、燃え広がらない・燃えないまちづくりを推進し、大規模な地震等に伴い発生する火災から区民の生命、身体等の安全を確保することを目的とした、老朽建築物等の建替え及び除却の助成を行っている。助成制度を有効に活用して、更なる耐震化の促進を図る。



(不燃化推進特定整備地区(不燃化特区))

#### (4) その他の重点的に耐震化を図るべき建築物等

- 区分所有者等による合意形成が難しい分譲マンションについて、重点的に耐震化に向けた支援を行う。
- 特定既存耐震不適格建築物のうち、防災上特に重要な学校や病院、災害時要援護者が利用する社会福祉施設等のほか、不特定多数の者が利用するホテルなどについて重点的に耐震化を促進する。
- 要緊急安全確認大規模建築物について重点的に耐震化を促進する。
- 危険なブロック塀等は、関連部局と連携しながら、助成金を活用し改善する。

#### 《分譲マンション》

- ・ 分譲マンションの耐震診断・改修にあたっては、多くの区分所有者等による合意形成が不可欠であり、いったん罹災した場合、その再建には通常の建築物以上に困難を伴うことが多い。
- ・ このため、分譲マンション入居者がその居住する建築物の耐震性能を十分に把握し、あらかじめ必要な措置を講じられるようにしておくことが重要である。
- ・ 区は、旧耐震基準の分譲マンションの所有者等が行う耐震化の検討のために、耐震アドバイザーの派遣や耐震診断等に対して助成を行うなど、国や東京都の耐震助成制度を有効に活用して必要な支援を講ずる。
- ・ マンションの耐震化を一層促進するため、東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例に基づく、管理状況届出制度により把握した情報を活用し、管理組合の状況に応じた普及啓発に努める。

#### 《特定既存耐震不適格建築物》

- ・ 区内には、多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物が集積し、区民の生活や福祉、経済活動の促進に大きな役割を果たしている。区民の生命の保護と経済活動における減災を図るため、特定既存耐震不適格建築物の耐震化を促進することが重要である。
- ・ 特定既存耐震不適格建築物等の中でも、不特定多数の者が利用する建築物や災害時要援護者が利用する建築物は、震災による倒壊被害が甚大になるおそれがあるため重点的に耐震化を促進する。

#### 《要緊急安全確認大規模建築物》

- ・ 要緊急安全確認大規模建築物（病院、劇場、百貨店、小学校、老人ホーム等で延べ床面積が5,000㎡以上など大規模なもの）は、平成27年末までに耐震診断を実施し、診断の結果を所管行政庁に報告することが義務付けられている。
- ・ これらの建築物は、不特定かつ多数の者や避難確保上特に配慮を要する者が利用することが想定され、地震による被害が甚大なものになることから、重点的に耐震化を進めていく。
- ・ 建物所有者に耐震診断の実施義務等について周知を行った結果、区内の該当建築物は、すべて耐震診断報告済みとなった。
- ・ 耐震診断の結果、耐震性を満たしていないことが判明した建築物については、東京都等と連携を図りながら、耐震改修促進法に基づく指導、助言、指示を行い、耐震化を促進する。

- ・ 要緊急安全確認大規模建築物の所有者から報告を受けた耐震診断の結果については、耐震改修促進法に基づき公表を行っている。

### 《ブロック塀等の倒壊防止》

- ・ 平成 30 年 6 月に大阪府北部で発生した地震により、ブロック塀や石塀の倒壊による人的被害が発生した。また、倒れた塀が救助活動の妨げになることもある。区は、地震発生時の区民の安全性の向上を図るため、ブロック塀等撤去工事費などの助成を行う。
- ・ 多くの区民が利用する路線を避難路と定め、危険性のあるものは、関連部局と連携を図りながら、所有者等が除却等により改善できるよう重点的な助成を行う。

### 【参考】

区が指定する重点的にブロック塀の耐震化を推進する避難路

- 1 東京都が定める緊急輸送道路（特定緊急輸送道路及び一般緊急輸送道路）
- 2 区が定める緊急道路障害物除去路線（地域防災計画による）
- 3 通学路（葛飾区教育委員会が設定するもの）



（緊急道路障害物除去路線網図）

（出典：葛飾区地域防災計画（令和3年修正） 資料編）

## 第3章 普及啓発等

### 1 耐震改修の促進を図るための施策

- 住宅の耐震化をより一層推進していくため「葛飾区住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」に基づき、耐震診断で留まっている住宅所有者への戸別訪問等を実施するなど耐震化を促す取組を行う。
- 耐震診断及び耐震改修に関するホームページや各種パンフレット等を作成し、普及啓発、情報提供の充実を図る。
- 区民からの問い合わせに適切に対応できるよう、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口、普及啓発及び情報提供の充実を図る。
- 耐震診断及び耐震改修の実施を促進させるため、関係団体と十分連携して取り組む。

#### 《葛飾区住宅耐震化緊急促進アクションプログラム》

- ・ 住宅の耐震化をより一層推進していくため「葛飾区住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」に基づき、支援目標を設定し、耐震診断で留まっている住宅所有者への戸別訪問等を実施するなど耐震化を促す取組を行う。

#### 《普及啓発・情報提供の充実》

- ・ 建物所有者等が耐震化の必要性や重要性について十分に認識できるよう、ホームページやパンフレット、説明会等の様々な機会を活用し、耐震診断及び耐震改修に関して普及啓発を行う。
- ・ 建築物防災週間や総合防災訓練などのイベントの機会を活用して、情報提供を充実させていく。

#### 《相談体制の充実》

- ・ 住宅・建築物の耐震化を促進するためには、助言や情報提供を適切に行うなど、建物所有者等のニーズに的確に対応することが重要である。
- ・ このため、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置する。
- ・ 相談窓口については、区民にとってわかりやすいものとなるよう努める。
- ・ 所有者等の求めに応じて、建築技術者による戸別訪問を行うなど対応を図る。
- ・ マンションの耐震診断・改修にあたっては、多くの区分所有者等による合意形成が不可欠であるため、マンション耐震アドバイザーの派遣を図る。
- ・ 区は、専門的な事項については、関係団体等と十分に連携・協力して対応するよう努める。

#### 《関係団体との連携》

- ・ 区と関係団体は、適切な役割分担のもとに、住宅・建築物の耐震化の促進に取り組むものとする。
- ・ 建築、防災に関する相談、耐震診断業務等を区内で実施している財団法人、社団法人等の建築関係団体との連携を密に行い、技術者の育成及び技術力の向上に努める。

## 2 地域危険度マップの活用

- 区は、東京都が策定する地震に関する地域危険度測定調査結果（地域危険度マップ）等を活用し、地震に関する地域の危険度を周知することにより、住民に対して耐震診断及び耐震改修の普及啓発を行う。

- ・ 区民自らが耐震診断及び耐震改修を実施していくためには、自分が住んでいる地域の地震に対する危険性を十分に認識していることが必要である。このため、区は、住民に対し、地域の危険度の周知や耐震診断及び耐震改修の普及啓発を図っていく。
- ・ 東京都は、震災対策条例に基づき、おおむね5年ごとに地震に関する地域危険度測定調査を実施し、地域危険度を公表している。区は、この調査結果等を活用し、地震に関する地域の危険度等を周知する。

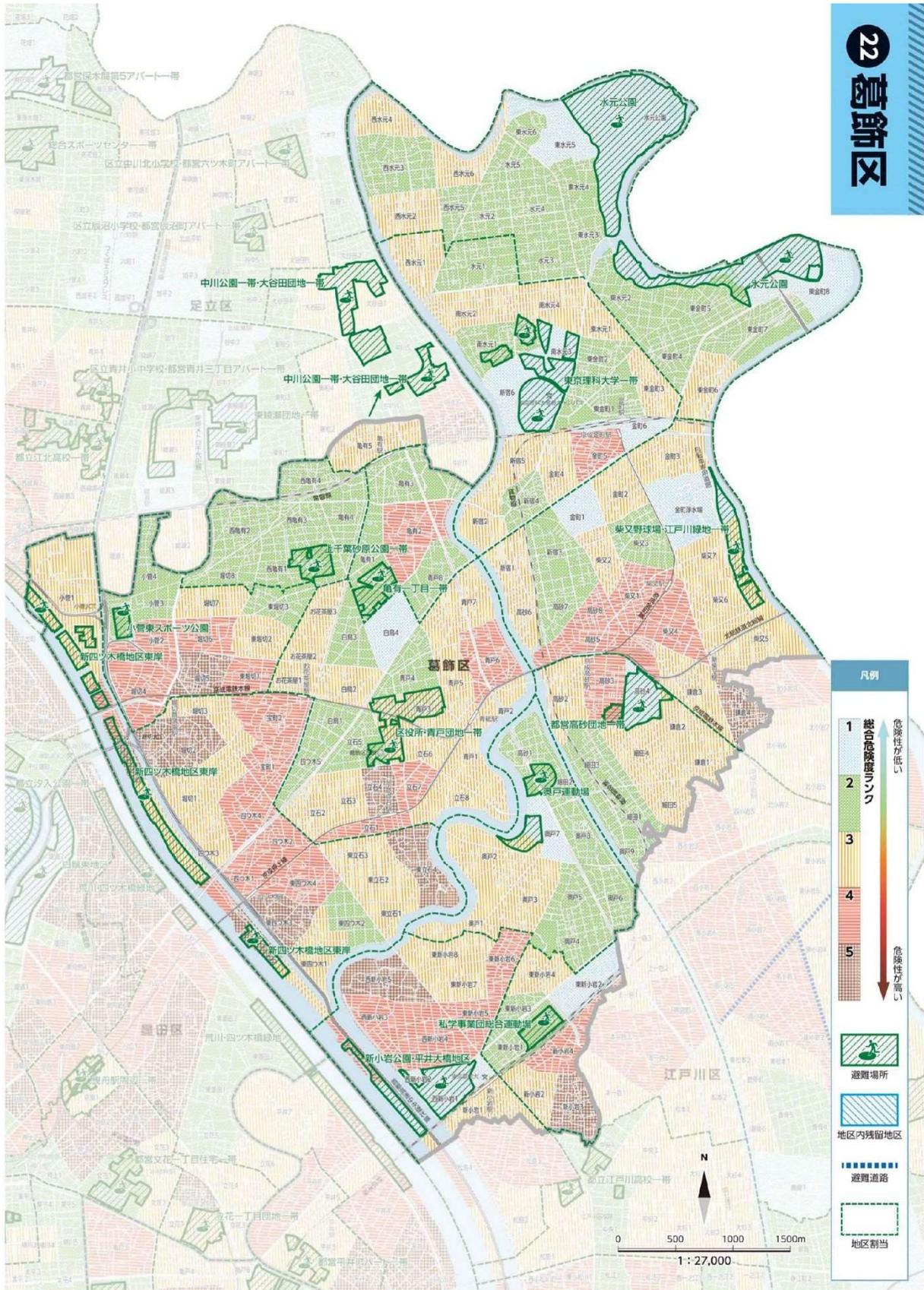
### 【参考】

#### 地震に関する地域危険度測定調査

東京都震災対策条例第12条の規定に基づき、以下の目的でおおむね5年ごとに地震に関する地域の危険度を科学的に測定調査するものである。

- ア 地震に強い都市づくりの指標とする。
- イ 震災対策事業を実施する地域を選択する際の参考とする。
- ウ 地震災害に対する都民の認識を深め、防災意識の高揚に役立てる。

# 22 葛飾区



(出典：東京都 防災都市づくり課 防災都市づくり推進計画 ビジュアル版)

「地震に関する地域危険度測定調査（第9回）（令和4年9月公表）」に基づき、地震の揺れによる建物倒壊・火災危険・災害時活動困難度を考慮した総合危険度を色・パターン別に地図上に示している。

## 第4章 総合的な安全対策

### 1 東京都等との連携

- 区は、東京都等と連携し、建築物の所有者に対して、耐震改修促進法に基づき指導、助言を実施するよう努める。
- 指導等に従わないもののうち、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要な建築物の所有者に対しては指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わない場合は、その旨を公表するものとし、公表を行ったにもかかわらず耐震改修等を行わない場合は、建築基準法に基づく勧告・命令を行うことを検討する。

- ・ 耐震診断及び耐震改修の実施を促進し、目標を達成するためには、区は東京都等と連携し、耐震改修促進法に基づき指導、助言等を効果的に行っていくことが必要である。

#### 《区の役割》

- ・ 区は、耐震改修促進法において、同法第2条第1項第3号の規定により、10,000㎡未満建築物の所管行政庁となる。
- ・ 指導、助言等の実施は、法に基づき行う。
- ・ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、東京都等と連携し、資金融資の斡旋、助成及び資料の提供その他の措置を講ずるよう努める。
- ・ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する区民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努める。
- ・ 東京都耐震改修促進計画に基づき、葛飾区耐震改修促進計画を策定する。
- ・ 葛飾区耐震改修促進計画の策定にあたっては、東京都と十分な調整を行うものとする。

#### 《東京都の役割》

- ・ 東京都は、耐震改修促進法において、同法第2条第1項第3号の規定により、10,000㎡以上建築物の所管行政庁となる。
- ・ 東京都は、建物所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できるよう、相談窓口を整備するとともに、助成制度や耐震改修促進税制・住宅ローン減税等の支援策について適切に情報提供を行う。
- ・ 東京都は、耐震改修促進法第5条に基づき、東京都耐震改修促進計画を策定する。

## 2 関連施策の推進

- 地震時の建築物の安全対策として、落下物対策、エレベーターの閉じ込め防止対策等を促進する。
- 新たに建築される住宅・建築物については、現行の耐震基準に従って適切に設計・施工がなされるよう、建築基準法に基づく確認・中間検査・完了検査を徹底する。

### 《窓ガラス・外壁タイル等の落下防止》

- ・ 平成17年3月に発生した福岡県西方沖地震において、市街地のビルのガラスが割れ、道路に大量に落下する事態が発生した。これを機に、地震発生時の窓ガラスの落下・飛散による人身事故の危険性が改めて問題となった。また、平成17年6月、都内のオフィスビルにおいて、外壁タイルの落下により負傷者が出るという事故が発生した。このことから、東京都と協力して外壁タイル等の落下により危害を与えるおそれのある傾斜した外壁を有する建物所有者に対して、実態調査と改善指導を行った。
- ・ 特定建築物については、建築基準法に基づく定期報告制度の対象となる。所有者による定期調査時の外壁タイル等の調査結果報告により、その結果から改善が必要な場合は改善指導を行う。

### 《大規模空間の天井落下対策》

- ・ 平成23年3月の東日本大震災では、天井材の落下により死傷者がでるなど甚大な被害が生じた。そのため、建築基準法が改正され、平成26年4月に特定天井（6m超の高さにある、面積200㎡超、質量2kg/㎡超の吊り天井）の脱落対策に係る新たな技術基準が適用されることになった。
- ・ 区では、天井材が脱落し被害をもたらすことがないように、特定天井を有する既存建築物の実態把握に努め、国の技術基準に適合しない特定天井については、建築基準法に基づく定期報告制度などにより、建物所有者等に対して改善指導を行う。

### 《屋外広告物に対する規制》

- ・ 地震の際、看板等の屋外広告物が脱落し、被害をもたらすことがないように現地調査を行い、東京都屋外広告物条例（昭和24年東京都条例第100号）及び道路法（昭和27年法律第180号）に基づき、設置者等に対して助言・指導を行うとともに、屋外広告物の許可申請時などの機会を捉えて助言・指導を行っていく。

### 《エレベーターの閉じ込め防止》

- ・ 平成17年7月に発生した千葉県北西部地震では、エレベーターの閉じ込め事故や運転停止が多数発生するとともに、救出や復旧に時間を要したことから、エレベーターの地震防災対策に早急に取り組む必要がある。
- ・ 閉じ込め防止対策として、機器の耐震性強化や地震時管制運転装置等があり、これらの対策を促進させる必要がある。このため、未対策のエレベーターの所有者等に対してパンフレットを配布するなどにより、閉じ込め防止対策の必要性を周知し、装置の設置や機器の改修を促す。

### 《新築時の耐震化の徹底》

- ・ 新たに建築される住宅・建築物については、現行の耐震基準に従って適切に設計・施工がなされるよう、建築基準法に基づく確認・中間検査・完了検査を徹底する。

### 《新耐震基準のうち平成12年以前の建築物への注意喚起と建物所有者への支援》

- ・ 平成28年4月に発生した熊本地震では、グレーゾーン住宅の中でも、平成12年以前の建築物の一部で倒壊などの被害があったことから、国は、所有者自らが構造上の弱点となる接合部の安全点検を行うことを推奨している。
- ・ このため、旧耐震基準の木造住宅の耐震化を促進していくことに加え、平成12年以前に建築されたグレーゾーン住宅では、所有者による安全点検を行うよう、周知をしていく。
- ・ さらに、旧耐震基準の住宅と同様、関係団体等と連携し、助成等による建物所有者による耐震化の取組を支援する。

### 《リフォームに併せた耐震改修の誘導》

- ・ リフォーム工事や増改築工事とあわせて耐震改修を実施すれば、費用の面だけでなく、工事の施工性の観点からも効率的である。
- ・ しかし、最近、訪問販売等による住宅リフォームに関するトラブルが急増し、住宅リフォームを検討している区民は、不安感や不信感を抱いている。
- ・ 消費者保護の観点から、建築相談を実施しているが、今後とも、関係団体等とも協力連携して、安心してリフォームが依頼できる環境を整備していく。

### 《家具類の転倒・落下防止対策》

- ・ 近年発生した大地震の被害状況を分析すると、家具類の転倒・落下による負傷者が多数発生している。
- ・ 地震発生時の負傷者等を減らすためには、家具類の転倒防止対策が重要である。
- ・ このような観点から、家具の転倒防止に関するパンフレットの配布やキャンペーン等により、区民に家具固定の重要性を周知するとともに、家具転倒防止器具取付け支援事業により家具固定の普及を図っていく。

### 《地盤の液状化対策》

- ・ 地震時における建築物の地盤の液状化の被害を軽減させるため、地盤の液状化に関するパンフレットを配布し、情報提供を図るとともに、新築や建替えなどにあたっては、液状化対策の相談とともに必要な支援を講ずる。

### 《建築物の応急危険度判定の体制整備》

- ・ 大規模地震が発生した場合、被災建築物は膨大な数に及ぶと考えられ、これらの被災建築物について応急危険度判定を迅速に行うためには、公共機関及び関係団体はもとより、民間の建築技術者の協力が不可欠である。
- ・ 新たな判定員の確保を図るとともに、判定の中心的役割を担う判定コーディネーターの増員や模擬訓練等の実施により、判定体制を強化していく。

## 第5章 今後の取組

- 耐震改修促進計画の実施状況を定期的に検証し、必要な措置を講ずる。
- 耐震改修促進計画を総合的に推進するため、関係団体との連携を図る。

### 《定期的な検証》

- ・ 本計画の計画期間は、平成28年度から令和8年度までの11年間とする。
- ・ 本計画は社会情勢の変化や計画の実施状況により適切に対応していくため、必要に応じて施策の見直しなど計画の改定を行う。

### 《関係団体との連携》

- ・ 住宅・建築物の耐震化を効果的に促進するためには、本計画について、すべての関係者が意識を等しくし、耐震診断及び耐震改修の実施に向け、相互に協力連携して取り組むことが重要である。
- ・ 耐震化率の目標達成には、関係者全員が耐震診断及び耐震改修の実施に向けた機運を高め、計画的かつ継続的に取り組んでいく必要がある。
- ・ そこで、耐震化に向けた取組を進めるため、区は東京都や関係団体の協力を得て、広報紙やホームページなどにより耐震化に係る事業を周知すると共に、耐震診断、耐震改修への誘導を行う。

## 参考資料

- 1 葛飾区地域防災計画(令和元年修正)に定める施設
- 2 区間到達率と総合到達率の考え方
- 3 耐震改修促進計画の経緯

# 1 葛飾区地域防災計画(令和3年修正)に定める施設

葛飾区地域防災計画(令和3年修正)を基に作成

## 災害対策本部

1 ・ 2	総合庁舎 (新館・旧館)	
3	奥戸総合 スポーツセンター	第二順位 避難所を 兼ねる
4	水元総合 スポーツセンター	

## 地域情報拠点

1	金町区民事務所	
2	亀有区民事務所	
3	新小岩北区民事務所	
4	高砂区民事務所	
5	堀切区民事務所	
6	水元区民事務所	

## 第一順位避難所

1	四ツ木中学校	
2	大道中学校	
3	よつぎ小学校	
4	渋江小学校	
5	木根川小学校	
6	中川中学校	
7	本田小学校	
8	川端小学校	
9	本田中学校	
10	葛飾小学校	
11	清和小学校	
12	梅田小学校	
13	立石中学校	
14	白鳥小学校	
15	亀青小学校	
16	青戸小学校	
17	堀切小学校	
18	堀切中学校	
19	旧東堀切小学校 地域福祉・ 障害者センター (ウェルピア かつしか)	
20	綾南小学校	
21	旧小谷野小学校	
22	宝木塚小学校	

23	青葉中学校	
24	上千葉小学校	
25	双葉中学校	
26	東綾瀬小学校	
27	南綾瀬小学校	
28	松上小学校	
29	上平井小学校	
30	二上小学校	
31	上平井中学校	
32	小松中学校	
33	小松南小学校	
34	旧松南小学校	
35	奥戸小学校	
36	南奥戸小学校	
37	高砂小学校	
38	奥戸中学校	
39	鎌倉小学校	
40	青戸中学校	
41	中青戸小学校	
42	こすげ小学校	
43	綾瀬中学校	
44	西小菅小学校	
45	新宿小学校	
46	新宿中学校	
47	住吉小学校	
48	柴原小学校	
49	北野小学校	
50	桜道中学校	
51	柴又小学校	
52	金町小学校	
53	常盤中学校	
54	末広小学校	
55	金町中学校	
56	半田小学校	
57	原田小学校	
58	水元中学校	
59	花の木小学校	
60	水元小学校	
61	亀有中学校	
62	道上小学校	
63	中之台小学校	
64	一之台中学校	
65	東柴又小学校	
66	飯塚小学校	
67	西亀有小学校	
68	高砂中学校	

69	旧明石小学校 (総合教育センター)	
70	上小松小学校	
71	幸田小学校	
72	細田小学校	
73	東金町中学校	
74	東金町小学校	
75	葛美中学校	
76	新小岩中学校	
77	東水元小学校	

### 第二順位避難所

1	立石地区センター 別館・勤労福祉会館	
2 ・ 3 ・ 4	奥戸総合 スポーツセンター	災害対策 本部、輸 送拠点を 兼ねる
5	地域福祉 ・障害者センター (ウェルピア かつしか)	
6	シニア活動 支援センター	
7	堀切憩い交流館	
8	白鳥憩い交流館	
9	渋江憩い交流館	
10	柴又憩い交流館	
11	中道憩い交流館	
12	東金町憩い交流館	
13	鎌倉憩い交流館	
14	末広憩い交流館	
15	青戸中央憩い交流館	
16	小菅憩い交流館	
17	たつみ憩い交流館	
18	新宿憩い交流館	
19	西奥戸憩い交流館	
20	東奥戸憩い交流館	
21	宝町憩い交流館	
22	砂原憩い交流館	
23	水元憩い交流館	
24	水元学び交流館 (いこいの家)	
25	柴又学び交流館 (ゆうの家)	

### 輸送拠点

1	奥戸総合 スポーツセンター エイトホール	第二順位 避難所を 兼ねる
2	テクノプラザ かつしか	

### 医療救護活動拠点

1	健康プラザかつしか (保健所)	
---	--------------------	--

### 災害ボランティアセンター

1	男女平等 推進センター	
---	----------------	--

### 一時滞在施設

1	文化会館	
---	------	--

## 2 区間到達率と総合到達率の考え方

### ■特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化と道路機能確保に係るシミュレーション

#### ○ 目的

特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断を義務付けた耐震化推進条例に基づく取組により、沿道建築物の耐震診断実施率が97.7%（令和元年12月末時点）になり、路線ごとに建築物の位置と耐震性能がほぼ把握できた。

緊急輸送道路としての機能を確保するためには、任意の地点に到達できるようにすることが重要である。このため、特定緊急輸送道路全体を捉えた評価指標として、区間到達率及び総合到達率を導入し、シミュレーションにより算出した。

#### ○ 区間到達率とは

区間ごとの通行機能を評価する指標であり、当該区間に都県境入口の過半から到達できる確率をシミュレーションにより算出したものである。

##### <区間とは>

交差点や中央分離帯の開口部により道路を区分した各部分をそれぞれ区間としている。

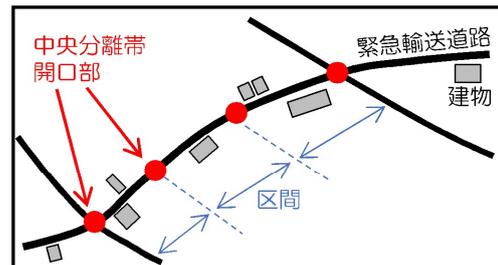
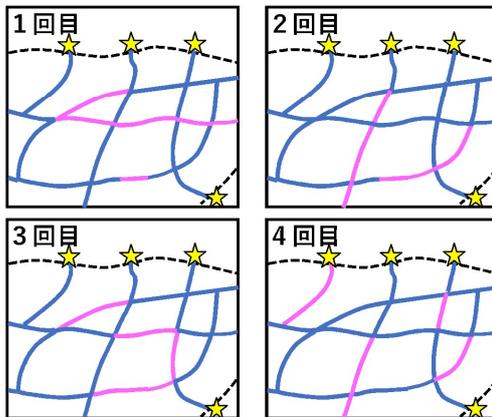


図17 区間のイメージ

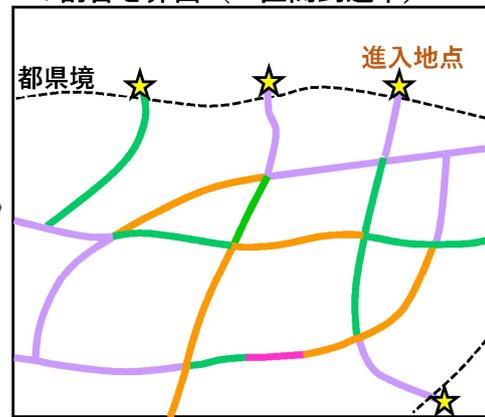
##### <区間到達率の算出方法>

##### ①シミュレーションを10000回実施



— 都県境入口の過半から到達できる区間  
— 上記以外の区間

##### ②都県境入口の過半から到達できた回数の割合を算出 (= 区間到達率)



区間到達率 25% 50% 75% 100%

図18 区間到達率の算出イメージ

#### ○ 総合到達率とは

特定緊急輸送道路全体の通行機能を評価する指標であり、区間到達率を道路全体で加重平均して算出したものである。

$$\text{総合到達率} = \frac{\begin{aligned} & \text{A区間の区間到達率} \times \text{A区間の道路延長} \\ & + \text{B区間の区間到達率} \times \text{B区間の道路延長} \\ & + \text{C区間の区間到達率} \times \text{C区間の道路延長} \\ & + \dots \end{aligned}}{\text{全道路延長}}$$

## ○ シミュレーションの設定条件

- 地震強度：被害想定<sup>16</sup>などを踏まえ、都全域を「震度 6 強」（最大速度 66cm/s）に設定
- 倒壊率：設定した地震強度における  $I_s$  値と建物倒壊率（被害率）の関係（林・鈴木ら、2000）<sup>17</sup>を基に推定
- 使用する道路：東京都内の特定緊急輸送道路のみ
- 進入地点：都県境入口の全 50 地点
- 建物の倒壊方向：前面道路に倒壊する確率を 1/2 として設定
- 中央分離帯及び交差点（中央分離帯の開口部）を設定

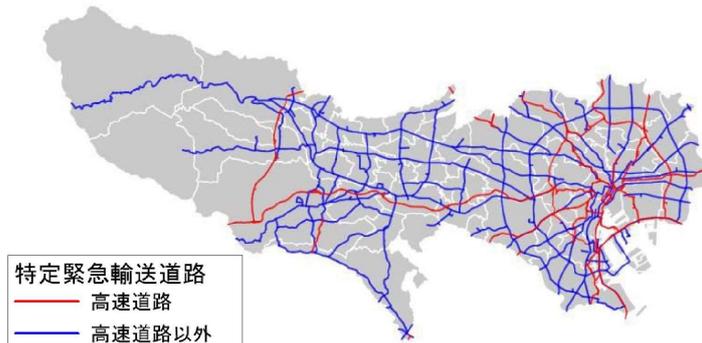


図 19 使用する道路（特定緊急輸送道路）

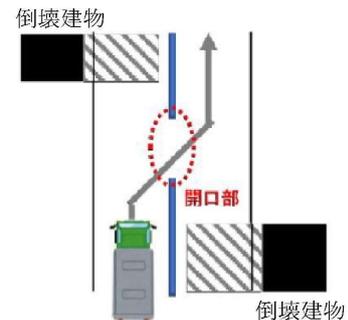


図 20 通行イメージ

## ○ シミュレーションの結果と目標設定

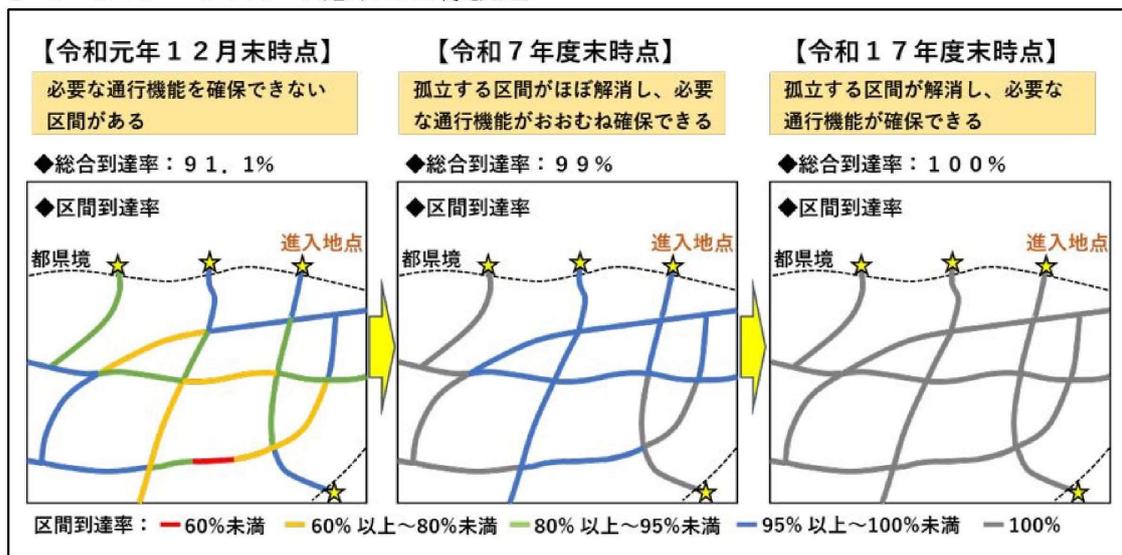


図 21 特定緊急輸送道路沿道建築物の目標設定のイメージ

（出典：東京都耐震改修促進計画（改定） 令和 5 年 3 月）

(参考) 区間到達率算出における耐震化の効果

区間 A の建物 a が耐震化されると、区間 A の区間到達率が改善されるだけでなく、区間 B・C の区間到達率も改善される。

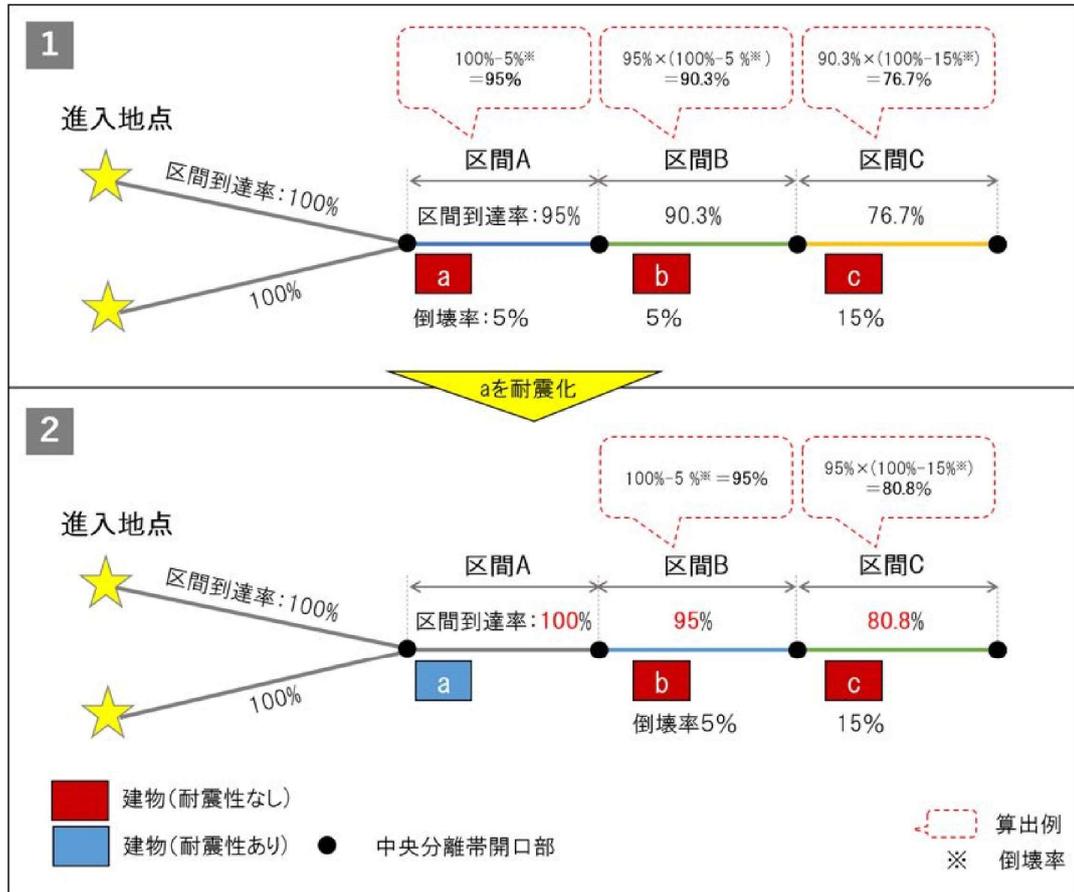


図 22 耐震化の効果のイメージ

(出典：東京都耐震改修促進計画（改定） 令和 5 年 3 月)

### 3 耐震改修促進計画の経緯

平成 7 年 阪神・淡路大震災	
	平成 7 年 建築物の耐震改修の促進に関する法律 制定
平成 16 年 新潟県中越沖地震	
	平成 18 年 建築物の耐震改修の促進に関する法律 改正
	平成 20 年 3 月 葛飾区耐震改修促進計画 策定
平成 23 年 東日本大震災	
	平成 25 年 建築物の耐震改修の促進に関する法律 改正
	平成 28 年 3 月 葛飾区耐震改修促進計画 策定
平成30年 大阪北部地震	
	平成31年 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令 改正
	令和 2 年 3 月 葛飾区耐震改修促進計画 一部改定
	令和 4 年 3 月 葛飾区耐震改修促進計画 一部改定
	令和 6 年 3 月 葛飾区耐震改修促進計画 一部改定
	令和 8 年 3 月 葛飾区耐震改修促進計画 更新

# 葛飾区住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

(更新)

(案)

(令和8年3月)

## 1 目的

葛飾区耐震改修促進計画(令和8年3月更新)(以下「促進計画」という。)で、住宅の耐震化の目標を定めている。

葛飾区住宅耐震化緊急促進アクションプログラム(以下「アクションプログラム」という。)は、住宅所有者に対して、住宅の耐震化の意識啓発及び情報提供を行い、住宅の耐震化に関する理解を深めてもらうことにより、住宅の耐震化を緊急に促進することを目的とする。

## 2 位置付け

アクションプログラムは、促進計画の目標を実現するための手段の一つとして耐震化に関する取組方針を定めるものである。

## 3 対象区域

アクションプログラムの対象区域は区内全域とする。

## 4 対象建築物

### (1) 旧耐震基準の住宅

建築基準法(昭和25年法律第201号)の旧耐震基準(昭和56年5月31日以前に着手したもの)により建築された対象区域内の住宅(マンションを除く)とする。

### (2) 新耐震基準の木造住宅(グレーゾーン住宅)

昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに工事に着手した2階建以下の在来軸組工法の木造住宅とする。

## 5 計画期間

令和4年度から令和8年度までとする。本アクションプログラムは、令和8年度に改定する葛飾区耐震改修促進計画を踏まえ、改定を行う。

## 6 取組方針

- (1) 戸別訪問等の方法による住宅所有者に対して直接的な耐震化促進の取組
  - ・住宅所有者に耐震化の意識啓発及び耐震助成制度等を記載したリーフレットのポスティングを行う。問い合わせがあった住宅所有者に対し、耐震助成制度の活用促進を図る。
- (2) 耐震診断を支援した住宅所有者に対して耐震化を促す取組
  - ・耐震診断実施後、一定期間（概ね1年）経過しても耐震化が進まない住宅所有者に対し、戸別訪問やダイレクトメール等を行い、耐震化を促す。
- (3) 耐震改修事業者等の技術力向上を図る取組及び住宅所有者から耐震改修事業者等への接触が容易となる取組
  - ・耐震改修事業者等の技術力維持・向上のため、耐震技術者講習会を行う。
  - ・住宅所有者から耐震改修事業者等への接触が容易となる取組として、耐震改修事業者リストを作成し、区民に周知する。
- (4) 耐震化の必要性に係る普及・啓発
  - ・広報紙や説明会等を通じて、耐震化の必要性について周知する。
  - ・建築士等の専門家と協力し、説明会・相談会を実施する。
  - ・耐震助成制度をまとめたパンフレットを作成・配布する。

## 7 実績の公表

アクションプログラムに基づく実績を、年度ごとにホームページに公表する。

## 8 住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの経緯

令和4年3月	葛飾区住宅耐震化緊急促進アクションプログラム	策定
令和6年3月	葛飾区住宅耐震化緊急促進アクションプログラム	一部改定
令和8年3月	葛飾区住宅耐震化緊急促進アクションプログラム	更新

木造住宅耐震助成について

建築課

1 概要

現在、大地震発生時の被害軽減及び迅速復旧が可能な災害に強い街の実現に向け、建物の耐震化に取り組んでいる。近年、能登半島地震や昨年12月の北海道・三陸沖で後発地震注意情報が初めて発信されるなど、区民の地震等の災害に対する意識が高まっている。

このことから、より一層の耐震対策強化を図るため、令和8年度から木造住宅耐震助成について拡大及び加算を予定している。

2 木造住宅耐震助成

(1) 助成限度額拡大

近年の資材価格及び人件費の高騰により、事業費が増加していることを踏まえ、旧耐震基準（昭和56年（1981年）5月31日以前に工事に着手されたもの）木造住宅及び新耐震基準木造住宅（グリーゾーン住宅<sup>※1</sup>）に対する助成限度額を引き上げる。（助成限度額等は表1のとおり）

※1 グリーゾーン住宅とは、新耐震基準が強化される以前の昭和56年（1981年）6月1日から平成12年（2000年）5月31日までに工事に着手された2階建以下の在来軸組工法の木造住宅。

(2) 障害者並びに要介護及び要支援認定者（以下、障害者等）への助成額加算

障害者等が居住する住宅については、首都直下地震が起こった際に、安全行動を行えない可能性があること、避難所での生活が難しい方が多いことなどにより耐震化する必要性が高い。一方で改修工事の費用負担などが支障となり、実施に踏み切れない世帯が依然として多い状況にある。

東京都では今年度から、このような障害者等への助成限度額の加算を実施している。本区も木造住宅の補強設計・耐震改修及び耐震改修について、障害者等が居住する住宅を対象に現行の助成限度額に東京都の加算分61.2万円を上乗せするとともに補助率を2/3から10/10に拡充する。

表1

	助成限度額及び補助率(対象経費に対して区が負担する割合)					
	令和7年度まで		令和8年度から		障害者等加算後	
建替え <sup>※2</sup>	200万円	2/3	220万円	2/3	—	—
補強設計・耐震改修	200万円	2/3	220万円	2/3	281.2万円	10/10
耐震改修	180万円	2/3	200万円	2/3	261.2万円	10/10

※2 グレーゾーン住宅は建替え助成の対象外

3 今後のスケジュール（予定）

- (1) 令和8年4月から実施（令和8年度当初予算（案）成立後）
- (2) 説明会・相談会、区のホームページ、広報かつしか等による周知

## 専決処分（契約変更）の報告について

道路建設課

道路補修課

公園課

報告 番号	専決処分事項	契約の相手	変更内容
1	都市計画道路補助第276号線 （細田北）整備（その1）及び 排水施設（その1）工事請負契 約の変更	尾花興業株式会社	変更前契約金額 4億7,322万円 変更後契約金額 4億9,464万5,800円
2	八剣橋橋梁架替（その10）工事 請負契約の変更	成和建设株式会社	変更前契約金額 7億3,964万円 変更後契約金額 7億6,595万5,300円
3	小菅西公園スケートボード場設 置工事請負契約の変更	株式会社山溪緑地	変更前契約金額 2億3,639万円 変更後契約金額 2億4,508万9,900円

## 専決処分（契約変更）の報告について

道路建設課

### 1 専決処分事項

都市計画道路補助第276号線（細田北）整備（その1）及び排水施設（その1）工事請負契約の変更

### 2 件名

都市計画道路補助第276号線（細田北）整備（その1）及び排水施設（その1）工事請負契約

### 3 契約の相手

東京都葛飾区東新小岩七丁目 24 番 12 号  
尾花興業株式会社  
代表取締役 尾花 弘行

### 4 変更内容

- (1) 変更前契約金額  
4億7,322万円
- (2) 変更後契約金額  
4億9,464万5,800円

### 5 変更理由

- (1) 労務単価及び資材価格が上昇したため、工事請負契約約款に規定する全体スライド条項を適用した。
- (2) 工事の支障となる地中埋設物が確認されたため、撤去及び処分を行った。
- (3) 排水施設の新設に当たり、地下水の流入が確認されたため、流入防止措置を追加した。

### 6 専決処分年月日

令和8年1月15日

### 7 今後の事業予定

引き続き工事完了に向け、電線共同溝工事及び排水施設工事を行う。

## 専決処分（契約変更）の報告について

道路補修課

### 1 専決処分事項

八劔橋橋梁架替（その10）工事請負契約の変更

### 2 件名

八劔橋橋梁架替（その10）工事請負契約

### 3 契約の相手

東京都葛飾区東新小岩三丁目 11 番 16 号

成和建設株式会社

代表取締役 渡邊 義美

### 4 変更内容

(1) 変更前契約金額

7億3,964万円

(2) 変更後契約金額

7億6,595万5,300円

### 5 変更理由

- (1) 作業船での施工に支障とならない深さまで川底の土砂を掘削したことから、発生土の運搬量及び処分量を増やした。
- (2) 労務単価及び資材価格が上昇したため、工事請負契約約款に規定するインフレスライド条項を適用した。
- (3) 作業船等の運搬費に緊急時退避用の費用を計上していたが、河川水位の著しい上昇がなく退避することがなかったため、当該分の費用が不要になった。

### 6 専決処分年月日

令和7年12月25日

### 7 今後の事業予定

引き続き、上部構造物の架設を行う。

## 専決処分（契約変更）の報告について

公園課

### 1 専決処分事項

小菅西公園スケートボード場設置工事請負契約の変更

### 2 件名

小菅西公園スケートボード場設置工事請負契約

### 3 契約の相手

東京都葛飾区青戸八丁目5番16号

株式会社山溪緑地

代表取締役 松田 太郎

### 4 変更内容

(1) 変更前契約金額

2億3,639万円

(2) 変更後契約金額

2億4,508万9,900円

### 5 変更理由

- (1) 照明設置に当たり、支障となる地中埋設物が確認されたため、電線の敷設箇所を変更したほか、雨水の排水方法を見直し、U字溝の設置を追加した。
- (2) 当初設計で想定していた雨水排水部材について、契約期間内に調達することが困難となったため、同等品に変更した。
- (3) 近隣住民からの要望を受け、工事車両乗入時における公園内及び公園周辺の安全をより一層確保するため、交通誘導員数を増やした。

### 6 専決処分年月日

令和8年1月23日

### 7 今後の事業予定

引き続き工事完了に向け、スケートボード場の工事を行う。

## 堀切菖蒲園の江戸ハナショウブのナショナルコレクション認定申請について

公園課

### 1 概要

堀切菖蒲園は、東京都から葛飾区に移管され区立公園として50年以上が経過し、花菖蒲の開花期には堀切かつしか菖蒲まつりが開催され、区内外だけでなく外国人観光客も訪れる葛飾区の観光名所の一つとなっている。

このたび、堀切菖蒲園の江戸ハナショウブについて、長い歴史を誇る日本独自の伝統園芸植物としての価値をより一層高めることを目的に、ナショナルコレクション認定制度の認定取得を目指し、申請事務を進めていく。

### 2 堀切菖蒲園の江戸ハナショウブの歴史

堀切菖蒲園は、花菖蒲園として開園していた堀切園の一部を東京都が買収し、昭和35（1960）年6月に都立公園として開園した。その後、昭和50（1975）年4月に葛飾区に移管され、昭和52（1977）年には葛飾区指定名勝に指定されている。

江戸ハナショウブは、享和・文化年間（1801～1818）の頃から当地の農民、伊左衛門によって栽培されたのが始まりと伝えられており、江戸時代から昭和20（1945）年頃までに堀切周辺で作出されたハナショウブのことを指し、江戸古花とも云う。

現在、堀切菖蒲園では、江戸ハナショウブを中心に約200種6,000株の花菖蒲を栽培しており、江戸時代からの花を見られる貴重な花菖蒲園の一つとなっている。

### 3 日本植物園協会ナショナルコレクション認定制度について

ナショナルコレクション認定制度とは、公益社団法人日本植物園協会<sup>※</sup>による「日本で栽培されている文化財、遺伝資源として貴重な植物を守り後世に伝えていくこと」を目的とした植物群の認定・保全をする制度である。認定を受けることにより5年毎に認定の更新手続きが必要となるが、金銭的負担は無い。

### 4 登録する品種について【資料1、2】

今回ナショナルコレクション認定にエントリーする品種は、日本花菖蒲協会の同定調査を受け品種名が確定した江戸ハナショウブの中から圃場での栽培状況を勘案した上で選定する。

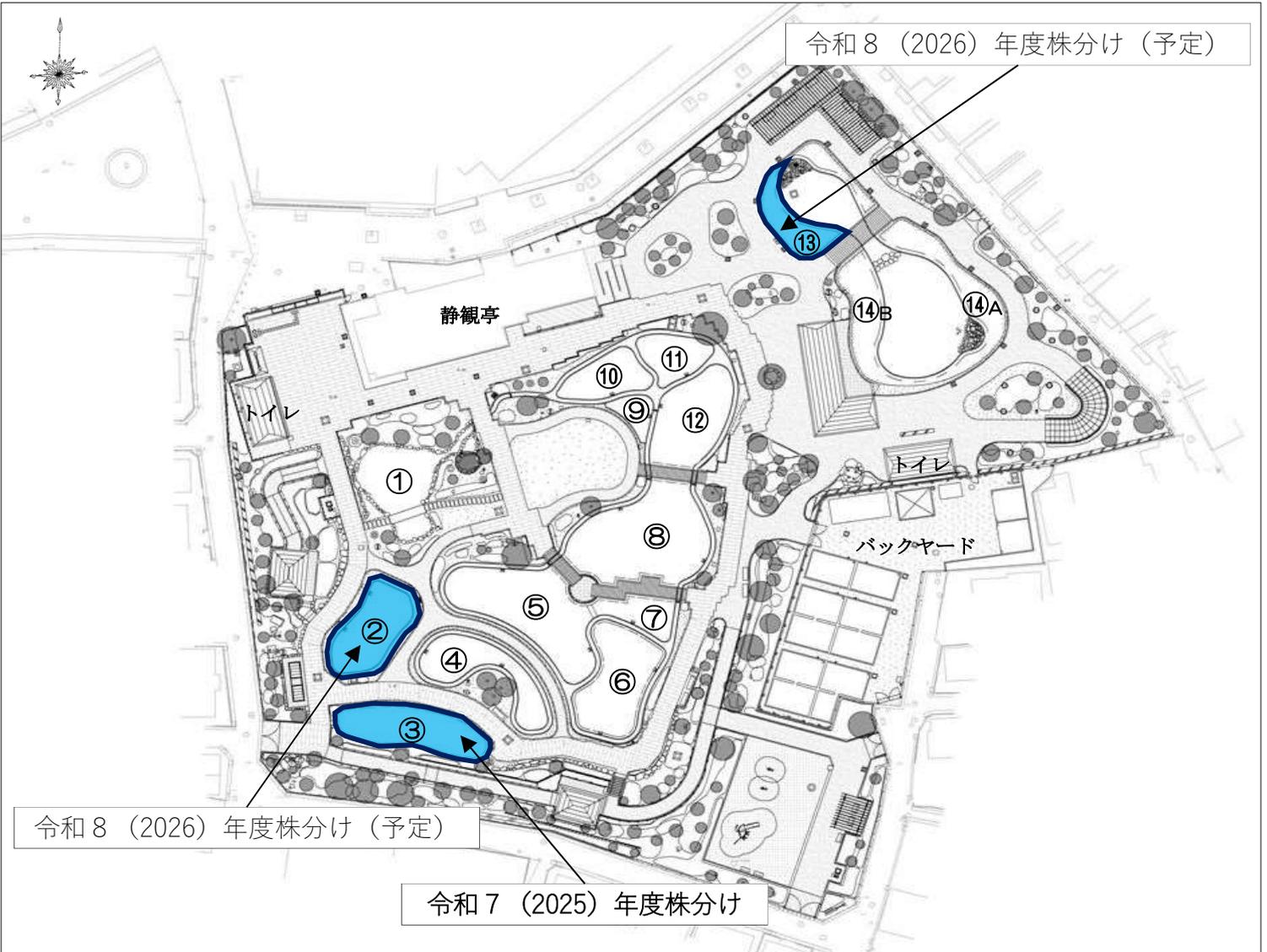
今後の株の生育状況や品種同定状況によって変動する可能性があるものの、既に同定調査を終え、今年度株分けを行った3番圃場の31品種に加え、令和8年度に株分けを行う2番、13番圃場の27品種を追加した58品種を登録する予定である。

---

※公益社団法人日本植物園協会は、植物園及び植物に関する文化の発展と科学技術の振興並びに自然環境の保全に貢献し、人類と自然が共生する豊かで持続的な社会の実現に寄与することを目的で設立され、全国の植物園や植物に関連する事業を行う団体・法人で構成されている（総裁は秋篠宮殿下）。

環境省と「生物多様性保全の推進に関する基本協定」を締結し植物多様性の保全活動を行うなど、植物園及び植物に関する調査・研究や普及啓発、保全活動等の事業を実施している。

堀切菖蒲園江戸ハナショウブ ナショナルコレクション圃場配置図



3番圃場

株分け年度：令和7(2025)年度

番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	勇獅子	小青空	峨眉山の月	五色の珠	十二単衣	亀の井	江戸錦	蛇の目傘	深窓佳人	淡仙女	大江戸	日の出鶴	寛政	七福神	潮来の夢	長生殿	熊奮迅	浦安の舞	泉川	迦陵頻伽	古稀の色	五月晴	葵の上	天女の冠	御所遊	加茂千歳	鎌田錦	玉宝連	万里の響	白竜の爪	雲の上
株数	2	4	5	6	6	7	7	7	7	8	8	8	8	7	7	7	7	7	7	7	8	8	8	7	7	7	6	6	6	5	4

高台通路側

## 堀切菖蒲園江戸ハナショウブ品種ナショナルコレクション 3番圃場分 (1/3)

番号	3-1	3-2	3-3	3-4
品種名 カタカナ	イサミジシ	コアオゾラ	ガビサンノツキ	ゴシキノタマ
ローマ字 (ヘボン式)	'Isamijishi'	'Koaozora'	'Gabisan-no-tsuki'	'Goshiki-no-tama'
漢字	勇獅子	小青空	峨眉山の月	五色の珠
写真				
特性情報	花期	中晩	晩	中
	花型	八重踊咲	六英	三英
	花容	澄んだ藍色地に白筋 大輪 高性	空色に紫の小筋入り 受咲	純白 鉾は紫の覆輪

番号	3-5	3-6	3-7	3-8
品種名 カタカナ	ジュウニヒトエ	カメノイ	エドニシキ	ジャノメガサ
ローマ字 (ヘボン式)	'Jûnihitoe'	'Kame-no-i'	'Edonishiki'	'Janome-gasa'
漢字	十二単衣	亀の井	江戸錦	蛇の目傘
写真				
特性情報	花期	中	中	中
	花型	五三性	三英	三英
	花容	濃い赤紫色 細弁	藤紫砂子 大輪	白地に紅筋 平咲 中輪 短幹 美しいが弁質やや弱い

番号	3-9	3-10	3-11	3-12
品種名 カタカナ	シンソウカジン	アワセンニョ	オオエド	ヒノデヅル
ローマ字 (ヘボン式)	'Shinsôkajin'	'Awassennoyo'	'Ôedo'	'Hinodezuru'
漢字	深窓佳人	淡仙女	大江戸	日出鶴
写真				
特性情報	花期	中	中	中
	花型	三英	六英	三英
	花容	極く薄い藤紫に鉾は青紫 中輪 上品な二色花	薄紅紫地白吹掛絞 中輪	濃紫 大輪 垂咲 (小高園)

堀切菖蒲園江戸ハナショウブ品種ナショナルコレクション 3番圃場分 (2/3)

番号	3-13	3-14	3-15	3-16
品種名 カタカナ	カンセイ	シチフクジン	イタコノユメ	チョウセイデン
ローマ字 (ヘボン式)	'Kansei'	'Shichifukujin'	'Itako-no-yume'	'Chōseiden'
漢字	寛政	七福神	潮来の夢	長生殿
写真				
特性情報	花期		中	中
	花型	三英	三英	三英
	花容	濃い紅紫色	紅色地に色筋入り	薄藤紫色地に濃い紫脈入り

番号	3-17	3-18	3-19	3-20
品種名 カタカナ	クマフンジン	ウラヤスノマイ	イズミガワ	カリョウビンガ
ローマ字 (ヘボン式)	'Kumafunjin'	'Urayasu-no-mai'	'Izumigawa'	'Karyōbinga'
漢字	熊奮迅	浦安の舞	泉川	迦陵頻伽
写真				
特性情報	花期	晩	中	中晩
	花型	六英～八英	三英	六英
	花容	濃いピロード紫 中輪 受咲	青紫地に紫脈 大輪	白色地に紫細脈入り

番号	3-21	3-22	3-23	3-24
品種名 カタカナ	コキノイロ	サツキバレ	アオイノウエ	テンニョノカンムリ
ローマ字 (ヘボン式)	'Koki-no-iro'	'Satsukibare'	'Aoi-no-ue'	'Tennyo-no-kanmuri'
漢字	古稀の色	五月晴	葵の上	天女の冠
写真				
特性情報	花期	中	中早	中
	花型	半八重	六英	三英
	花容	紫色	白地底薄紅ぼかし紅筋 受咲 中輪 美花	白色地に鮮明な紅筋入り

堀切菖蒲園江戸ハナショウブ品種ナショナルコレクション 3番圃場分 (3/3)

番号	3-25	3-26	3-27	3-28	
品種名 カタカナ	ゴショアソビ	カモチトセ	カマタニシキ	ギョクホウレン	
ローマ字 (ヘボン式)	'Gosyoasobi'	'Kamochitose'	'Kamatanishiki'	'Gyokuhōren'	
漢字	御所遊	加茂千歳	鎌田錦	玉宝蓮	
写真					
特性情報	花期	中	中早	中	中早
	花型	三英	六英	三英	三英
	花容	薄い小豆色	青紫色弁の中央白ぼかし 中輪	濃い明るい紫に白吹掛紋り	薄赤紫色 玉咲 小輪 珍花

番号	3-29	3-30	3-31	
品種名 カタカナ	バンリノヒビキ	ハクリュウノツメ	クモノウエ	
ローマ字 (ヘボン式)	'Banri-no-hibiki'	'Hakuryu-no-tsume'	'Kumo-no-ue'	
漢字	万里の響	白竜の爪	雲の上	
写真				
特性情報	花期	中晩	中	早
	花型	三英	三英	六英
	花容	白色地に青紫脈入り	白 玉咲 小輪	薄紫色に濃い紅紫の脈 平咲 中輪

## 5 ナショナルコレクション認定による効果と今後の取組

東京都内では、都立神代植物公園のサクラソウが認定を受けており、東京都が開花時期にあわせて展覧会などのイベントを開催し、集客している。

今回、江戸ハナショウブが認定されれば、ハナショウブとして全国で初めてのナショナルコレクション認定品種となり、伝統園芸植物としての価値の向上が図られる。

今後、堀切かつしか菖蒲まつりの時期にナショナルコレクション認定についての展示等を行うことや、来場者がスマートフォン等で江戸ハナショウブの情報を見ることができる二次元コードを作成するなどの対応を検討していく。

## 6 堀切かつしか菖蒲まつりとの連携

江戸ハナショウブの認定を区の啓発活動や広報活動、SNSなどのWEB媒体を活用した情報発信を行うことで、区内外だけでなく、海外からのインバウンド集客にも貢献できる。

これを生かして、堀切かつしか菖蒲まつり運営協議会や庁内関係部署と連携し、地域活性化に向けた取組についても検討を進めていく予定。

## 7 申請スケジュール（予定）

令和8年7月	ナショナルコレクション圃場（2番、13番）株分け
令和9年1月	ナショナルコレクション認定申請書提出
令和9年6月	日本植物園協会審査員による現地審査
9月頃	認定予定